

葛飾区障害者施策推進計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第7期葛飾区障害福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第3期葛飾区障害児福祉計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6（2024）年3月
葛 飾 区

はじめに

この度、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とする「葛飾区障害者施策推進計画」並びに令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とする「第7期葛飾区障害福祉計画」及び「第3期葛飾区障害児福祉計画」を策定いたしました。

葛飾区ではこれまで障害者施設の整備支援を行い、日中活動の場や地域生活支援の拠点を確保してきました。また令和5（2023）年度から、障害福祉課に基幹相談支援センターを設置し、より包括的に相談を受けられるようにいたしました。

一方、課題としては医療的ケアが必要な障害や重度重複障害のある方が利用できる施設等の体制整備や、多様化する障害者支援に対応するため、本区と民間の機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる体制の構築など、障害に寄り添う支援に取り組んでいく必要があります。

そこで本区では、本計画を通して、地域生活を支援するための社会資源の充実や多様な障害に対応できる相談支援体制の充実・質の向上に取り組むことにより、障害の有無にかかわらず自分らしく人生を送ることができる地域社会の実現に向け、区民と協働して障害福祉施策を取り組んでまいります。

また、第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画では、令和8年度を目標年度に設定し、障害福祉サービス等の必要な見込み量やその提供体制の確保に関する目標を明確にして各事業を進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をお寄せいただきました区民、事業者、関係団体の皆様をはじめ、ご審議いただきました葛飾区障害者施策推進計画策定委員会の皆様に心から感謝申し上げます。



令和6（2024）年3月

葛飾区長 青木 克徳

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	6
3 計画の対象	7
4 計画の期間	7
5 計画の推進体制	7
第2章 区の障害者を取り巻く現状	8
1 人口	8
2 障害者手帳所持者数	8
3 障害福祉サービス等の利用状況	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
1 計画の基本理念及び基本目標	13
2 施策の体系	14
第4章 施策の展開	15
1 自立生活支援	15
2 就労支援	40
3 育成支援	45
4 地域で支えあうまちづくり	54
第5章 第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画	64
1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方	64
2 第7期葛飾区障害福祉計画	66
3 第3期葛飾区障害児福祉計画	94
資料編	102
資料1 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会委員名簿	102
資料2 計画の策定過程	103
資料3 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会設置要綱	104
資料4 葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会設置要領	106
資料5 葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会会員名簿	108
資料6 障害者意向等調査	109
資料7 障害者団体等アンケート	110
資料8 葛飾区障害福祉サービス等事業所一覧	113

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある方の高齢化と障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会^{※1}の実現が求められています。

国は、平成 25（2013）年 4 月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成 28（2016）年 5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある方の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26（2014）年 1 月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成 28（2016）年 4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障害のある方が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮^{※2}の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

以降も障害者の自立や就労に関して法改正がされ、令和 4（2022）年 5 月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されています。

本区では、平成 30（2018）年 3 月に策定した「葛飾区障害者施策推進計画」（以下「障害者施策推進計画」という。）の計画期間が令和 5（2023）年度をもって終了することから、本区の障害者施策を計画的に推進するため、新たに令和 6（2024）年度を初年度とした障害者施策推進計画を策定します。策定に当たっては、令和 4（2022）年度に実施した障害者意向等調査や障害者団体等アンケートの結果を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障害福祉サービスの需要などを総合的に検討

※1 地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を越えて地域を共に創っていく社会

※2 障害のある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすること。

し、施策の充実を図ります。

また、障害者施策推進計画の策定に併せて、障害者総合支援法に基づき、「第7期葛飾区障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）」及び児童福祉法に基づき、「第3期葛飾区障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）」を策定します。障害福祉計画及び障害児福祉計画では、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8（2026）年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策等について定めることとしています。

◆法令等改正の動き

（1）障害者総合支援法

平成25（2013）年4月に、従来の障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲に難病患者が加えられ、症状の変動などにより身体障害者手帳の取得はできないが一定の障害がある方に対して、障害福祉サービスを提供できるようになったほか、ケアホーム^{※3}のグループホーム^{※4}への一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成30（2018）年4月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

令和4（2022）年12月には、障害者等の地域生活や就労支援の強化等によって、障害者等の希望する生活を実現するための一部改正がありました（施行日：令和6（2024）年4月）。

（2）児童福祉法

平成28（2016）年6月の児童福祉法の改正により、平成30（2018）年度から障害のある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」を策定することになりました。

また、令和4（2022）年6月に、広く子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化を目的に一部改正されました。

※3 障害のある方が地域において自立した生活を送るために食事や入浴等の介護や生活に必要な支援を受けるための施設

※4 障害のある方等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居

(3) 障害者優先調達推進法

平成 25 (2013) 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行されました。

公的機関は、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等からの優先的・積極的な購入を推進することにより、障害のある方の自立の促進に資することとされています。

(4) 障害者差別解消法

平成 26 (2014) 年 1 月の「障害者の権利に関する条約」の批准に先立ち、障害のある方への差別の解消を推進するため、平成 25 (2013) 年 6 月に障害者差別解消法が成立し、平成 28 (2016) 年 4 月に施行されました。

障害を理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、障害のある方から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮をすることが義務付けられています。令和 6 (2024) 年 4 月からは、努力義務から法的義務へと強化されるよう、令和 3 (2021) 年 6 月に改正されました。

(5) 障害者雇用促進法

平成 25 (2013) 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 (2016) 年 4 月から雇用分野における障害のある方への差別を禁止するとともに、事業主に対し合理的配慮の提供を義務付けました。また、平成 30 (2018) 年 4 月から法定雇用率の算定基礎^{※5}に精神障害のある方を加えることが規定されました。

(6) 成年後見制度利用促進法

平成 28 (2016) 年 5 月に「成年後見制度^{※6}の利用の促進に関する法律」が施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実・強化などが規定されました。

※5 民間企業、国、地方公共団体は、法律に基づき、それぞれ一定割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害のある方及び知的障害のある方、精神障害のある方を雇用しなければならない。

※6 知的障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、家庭裁判所がその方の権利を守る援助者(成年後見人・保佐人・補助人)を選ぶことで、法的に保護・支援する制度

(7) 発達障害者支援法

平成 28 (2016) 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、発達障害のある方への支援の一層の充実を図るため、自治体は、発達障害のある方に対し、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うことなどが規定されました。

(8) 難病の患者に対する医療等に関する法律

医療の進歩や患者及びその家族のニーズの多様化、社会・経済状況の変化に伴い、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が、平成 27 (2015) 年 1 月に施行されました。

難病の患者に対する医療費助成に関して、これまでは法律に基づかない予算事業として実施していたものを、法定化することにより公平かつ安定的な制度として確立し、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業を行うことなどが規定されました。

(9) 精神保健福祉法

精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するため、令和 4 (2022) 年 12 月、精神保健福祉法が改正されました。

(10) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進 に関する法律

令和元 (2019) 年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

(11) 医療的ケア児^{※7}及びその家族に対する支援 に関する法律

令和 3 (2021) 年 9 月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

「医療的ケア児」について法律上で定義し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、また、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

^{※7} 自宅で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことを「医療的ケア」と呼び、心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排せつ等の際に、医療機器やケアを必要とする方を「医療的ケア児・者」と呼ぶ。

(12) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

令和4（2022）年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行されました。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

(13) 葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

平成31（2019）年4月に「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が施行されました。

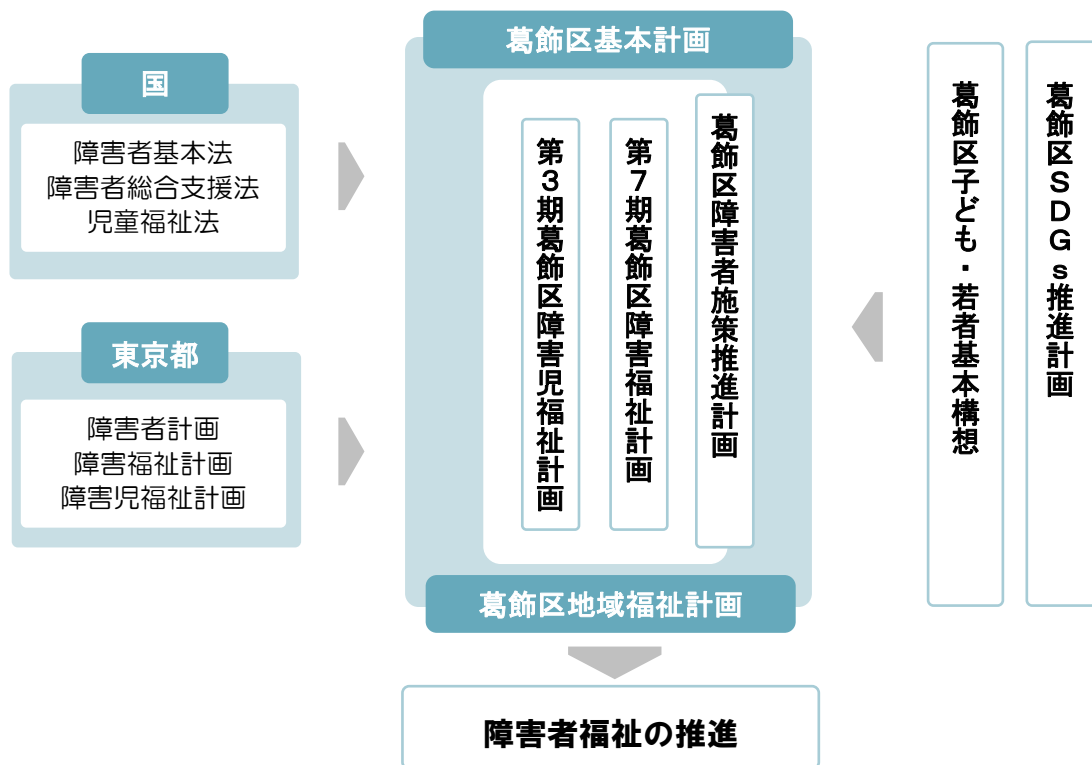
障害のある人が手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい生活環境を構築し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

2 計画の位置付け

障害者施策推進計画は、本区の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関・団体、事業者、区（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この障害者施策推進計画を踏まえ、国の基本指針に基づき、令和8（2026）年度末における成果目標及び障害（児）福祉サービス等の必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」として位置付けています。

策定に当たっては、東京都障害者計画、東京都障害福祉計画及び東京都障害児福祉計画並びに葛飾区基本計画及び同実施計画における障害者施策との整合性を図りました。



また、本計画の上位計画である「葛飾区基本計画」では、SDGsの理念を取り入れており、本計画もこの方針に基づき、特に関係の深いSDGsの7つの目標を踏まえて、関連する取組を着実に実施していきます。



3 計画の対象

本計画では、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を手帳の有無にかかわらず、計画の対象とします。

4 計画の期間

障害者施策推進計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間に合わせて3年後に見直します。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
計画	葛飾区障害者施策推進計画			葛飾区障害者施策推進計画					
	第6期葛飾区障害福祉計画			第7期葛飾区障害福祉計画			第8期葛飾区障害福祉計画		
	第2期葛飾区障害児福祉計画			第3期葛飾区障害児福祉計画			第4期葛飾区障害児福祉計画		

5 計画の推進体制

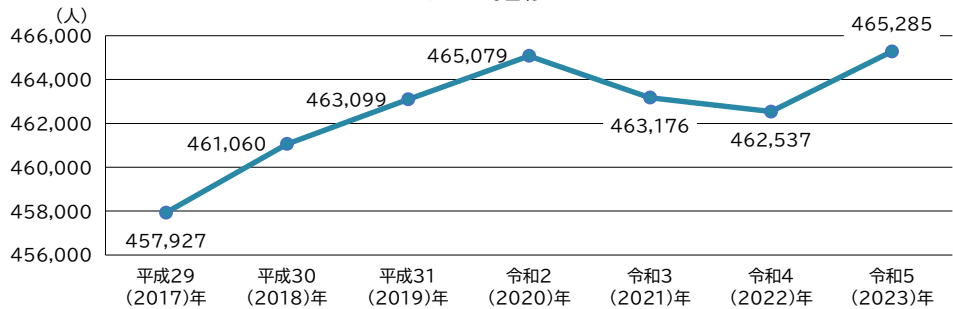
障害者施策推進計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を着実に推進していくために、障害者関係団体・事業者の代表者等で構成する「葛飾区障害者施策推進協議会」を年2回程度開催し、重点的な取組の進捗状況やサービス提供量の実績等について報告、協議します。

区の障害者を取り巻く現状

1 人口

葛飾区の人口は微増傾向にありましたが、令和 3（2021）年、令和 4（2022）年は減少し、令和 5（2023）年は再び増加に転じました。令和 5（2023）年には 465,285 人であり、平成 29（2017）年に比べ、約 1.02 倍となっています。

人口の推移

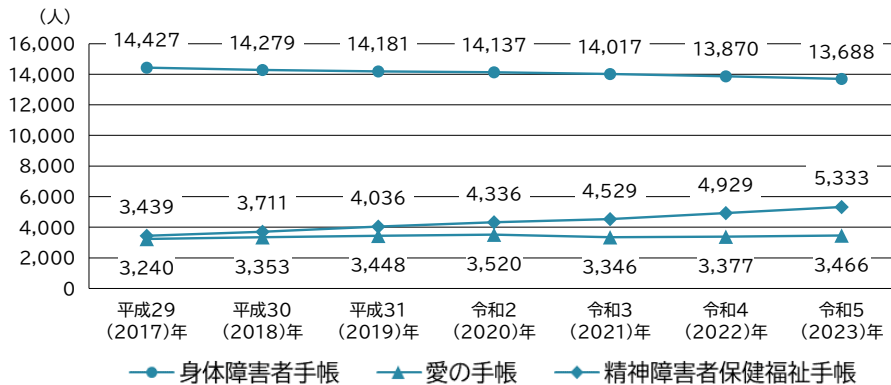


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者については微減傾向にあり、平成 29（2017）年と比較すると約 0.95 倍、愛の手帳^{※8}所持者数についてはわずかに増減を繰り返し、平成 29（2017）年と比較すると約 1.07 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加し、平成 29（2017）年と比較すると約 1.55 倍となっています。

障害者手帳所持者数の推移



資料:障害福祉課・保健予防課資料(各年4月1日現在)

※8 児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターにおいて知的障害者であると判定された方に対して交付され、知的障害のある方が各種サービスを受ける際に必要。なお、国の制度として療育手帳があり「愛の手帳」はこの制度の適用を受ける。

身体障害者手帳所持者数の内訳をみると、肢体不自由が最も多く 6,060 人 (44.3%)、次いで内部障害が 5,055 人 (36.9%) となっています。

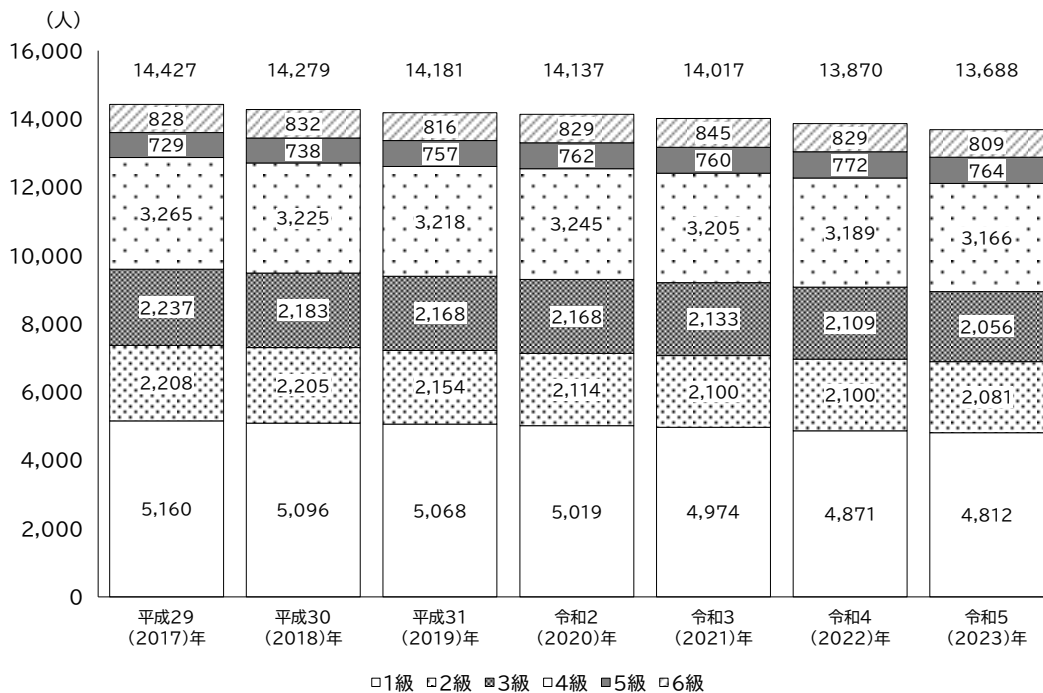
また、等級別の推移をみると、1～4級は減少傾向、5・6級は増減を繰り返しています。

身体障害者手帳所持者（手帳の種類・等級別）

単位：人

障害の種類対象	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	
肢体不自由	1,134	1,229	1,147	1,653	589	308	6,060	44.3%
運動機能障害	47	14	4	2	1	1	69	0.5%
視覚障害	292	349	54	92	169	49	1,005	7.3%
聴覚・平衡機能障害	69	381	151	261	5	451	1,318	9.6%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	7	113	61			181	1.3%
内部障害	3,270	101	587	1,097			5,055	36.9%
合 計	4,812	2,081	2,056	3,166	764	809	13,688	100.0%
	35.2%	15.2%	15.0%	23.1%	5.6%	5.9%	100.0%	

資料：障害福祉課資料（令和5（2023）年4月1日現在）



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

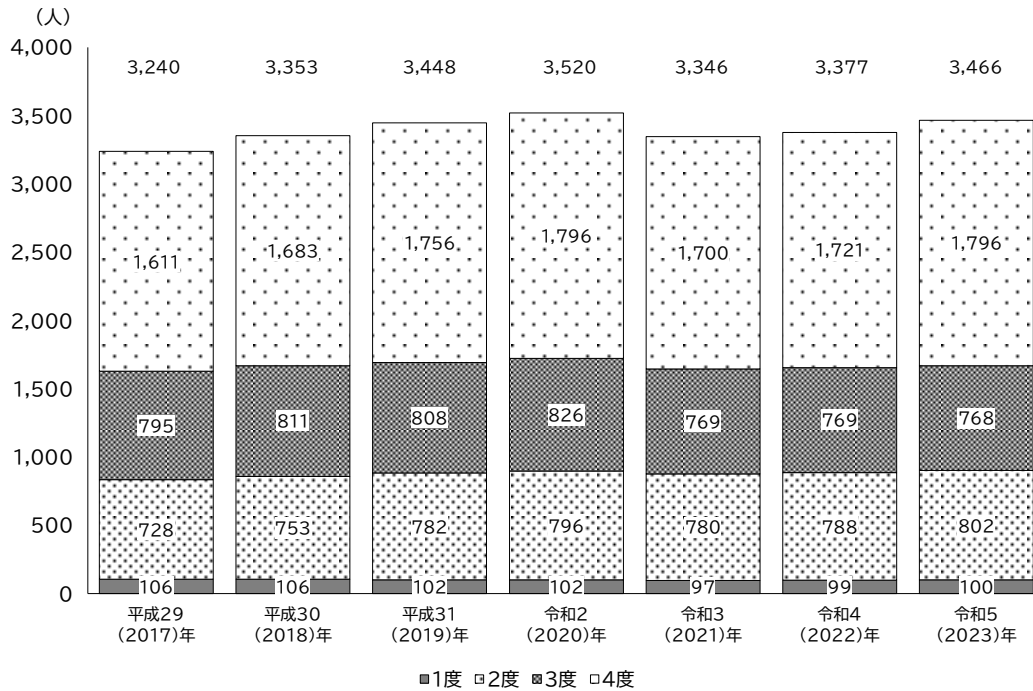
愛の手帳の所持者数の内訳をみると、4度が1,796人と、手帳所持者数の51.8%を占めています。

また、判定別の推移をみると、いずれの度数も令和3（2021）年に大きく減少しますが、全体として増加傾向にあります。

愛の手帳（手帳の判定別）

単位：人

	1 度	2 度	3 度	4 度	合 計
令和5（2023）年	100	802	768	1,796	3,466
構成比	2.9%	23.1%	22.2%	51.8%	100.0%



資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

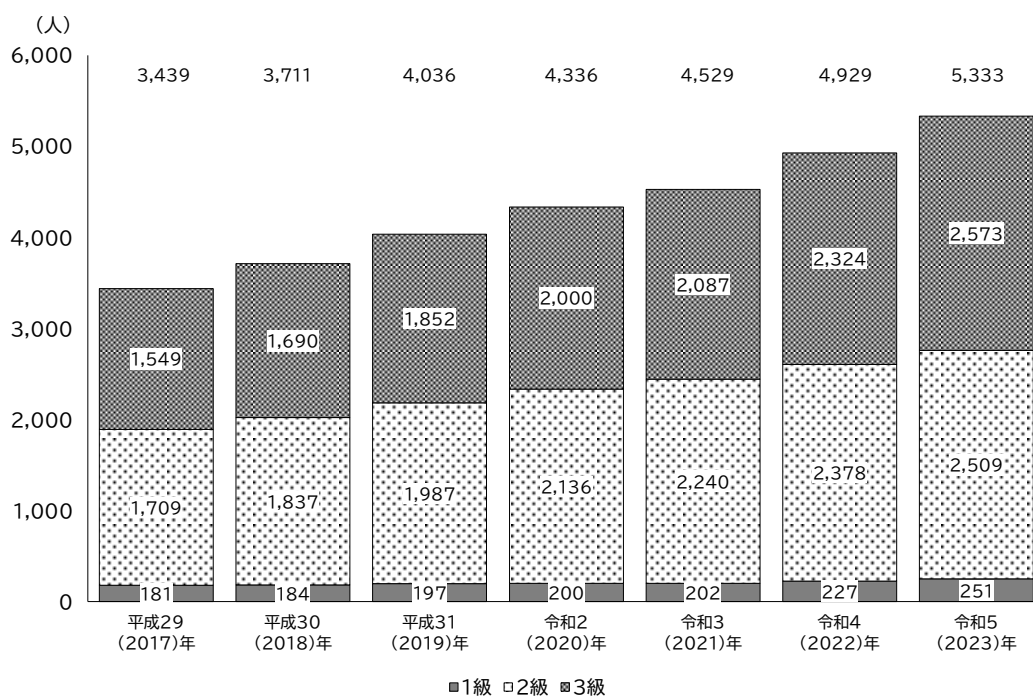
精神障害者保健福祉手帳の所持者数の内訳をみると、2級が 2,509 人、3級が 2,573 人と、合わせると手帳所持者数の 95.3%を占めています。

また、令和3（2021）年は増加幅が小さかったものの、全体として増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者（手帳の等級別）

単位：人

	1 級	2 級	3 級	合 計
令和5（2023）年	251	2,509	2,573	5,333
構成比	4.7%	47.0%	48.2%	100.0%



資料：保健予防課資料（各年4月1日現在）

3 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービス等支給決定者数

単位：人

	身体	知的	精神	難病	児童	合計
1. 訪問系サービス						
居宅介護	537	296	89	3	63	988
重度訪問介護	5	0	0	0	0	5
同行援護	221	1	0	0	1	223
行動援護	0	9	0	0	0	9
2. 日中活動系サービス						
生活介護	143	790	16	0	0	949
自立訓練（機能訓練）	11	0	0	0	0	11
自立訓練（生活訓練）	6	17	58	0	0	81
宿泊型自立訓練	6	6	4	0	0	16
就労移行支援	13	28	151	1	0	193
就労継続支援A型	14	14	54	0	0	82
就労継続支援B型	31	432	294	0	0	757
就労定着支援	8	27	76	1	0	112
療養介護	35	1	0	0	0	36
短期入所（ショートステイ）	121	637	20	0	147	925
3. 居住系サービス						
自立生活援助	0	1	3	0	0	4
共同生活援助（グループホーム）	6	456	185	0	0	647
施設入所支援	52	275	1	0	0	328
4. 相談支援						
計画相談支援	275	1,473	764	5	90	2,607
地域移行支援	0	1	7	0	0	8
地域定着支援	0	1	1	0	0	2
合計	1,484	4,465	1,723	10	301	7,983

障害児通所支援等支給決定者数

単位：人

	児童
児童発達支援	852
放課後等デイサービス	754
保育所等訪問支援	45
障害児相談支援	1,067
合計	2,718

資料：障害福祉課資料
（令和5（2023）年4月1日現在）

1 計画の基本理念及び基本目標

基本理念

一人一人が持つ可能性や能力を十分に発揮し、
自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう
一員として、いきいきと輝けるようにします。

基本目標

1 自立生活支援



自分らしい生き方を自ら選択、決定し、自立した生活を営むことができるように支援していきます。

2 就労支援



一人一人が持つ可能性や能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援していきます。

3 育成支援



地域の中で全ての子どもたちが健やかに育ち、豊かな人間力を育めるように支援していきます。

4 地域で支えあうまちづくり



障害のある人もない人も地域の中でともに支えあい、安心していきいきと暮らせるまちにしていきます。

2 施策の体系

〔基本理念〕

一人一人が持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中でもともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします。

〔基本目標〕

1 自立生活支援

(1) 相談体制の充実

(2) 社会参加の支援

(3) 社会資源の充実

(4) 生活支援

(5) 介護者支援

(6) 保健・医療支援

(7) 権利擁護

2 就労支援

(1) 一般就労への支援

(2) 福祉的就労への支援

3 育成支援

(1) 乳幼児期の育成支援

(2) 学齢期の育成支援

4 地域で支えあうまちづくり

(1) 障害への理解と交流の促進

(2) 地域支援体制の整備

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

(4) 防災対策の充実

〔基本施策〕

1 自立生活支援

(1) 相談体制の充実

【これまでの主な取組と成果】

- 令和5(2023)年4月、障害福祉課に基幹相談支援センター^{※9}を設置し、より包括的に相談を受けられるようにしました。
- 地域社会全体で障害者の安全で安定した生活を支えるために重要な地域生活支援拠点^{※10}の機能の一つである「相談」について検討し、令和5(2023)年度より「相談」機能を担う拠点機能事業所を認定しました。
- 年齢や収入、障害の有無などにかかわらず、生活上の様々な不安や課題を、世帯単位等でまるごと受け止め寄り添いながら支援していくため、令和5(2023)年4月にくらしのまるごと相談課を新設し、同年5月8日に「くらしのまるごと相談窓口」を開設しました。寄せられた相談について、関係する支援機関や、民生委員^{※11}・児童委員など地域の方々と連携し、自宅への訪問を行うなど、実情に応じて様々な支援を行いました。
- 平成30(2018)年4月から、健康に関する不安や相談を電話で受け付ける「健康ホットラインかつしか」の受付時間を午後8時まで拡大しました。
- 障害のある子どもを持つ日本語を母国語としない方の相談が増えているため、ホームページの整備や連携機関への周知、支援体制の充実を行いました。

【今後取り組むべき課題】

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を実施する基幹相談支援センターでは、重複障害^{※12}への対応、医療的ケア児コーディネーター^{※13}同士の連携、サービスを受けていない手帳所持者の現状把握と支援、地域相談体制強化などを進めていきます。

支援や家族の状況等を的確に把握し、多様化する個々のニーズに合わせた居宅サービスや施設利用を組み合わせることにより、障害のある方の在宅生活をより適切に支

^{※9} 地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務を行うほか、地域での支援のネットワークづくりを進めるなど、障害のある方が身近な地域で安全・安心な生活ができるよう、相談支援体制の充実を図るため設置したもの

^{※10} 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つである。

^{※11} 地域の中で福祉全般にわたり相談や支援を行っているボランティアであり、内容に応じて区や関係機関へ橋渡しをする。葛飾区では、民生委員が児童委員も兼ねている。

^{※12} 複数の障害をあわせ持っている状態のことで、複数の障害が絡み合うことにより困難さが増大すると考えられる。

^{※13} 医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

援していくことが必要です。そのためには、障害のある方の利用計画の作成からサービスの支給、サービス利用後のモニタリング^{※14}に至るケアマネジメント^{※15}を確実に実施することが不可欠であり、相談支援事業所における支援の質をより一層向上させ、相談支援事業所の数を増やしていくことが必要です。

また、多様化する障害者支援に対応できる相談支援員を育成し、最適な利用計画を作成できるよう、研修の実施や具体的な指導助言、相談支援事業所運営費補助などを行うことによる相談支援事業所への支援も重要です。

地域での生活を支えていくための相談支援は、障害のある方や世帯状況を把握している相談支援専門員^{※16}が中心となります。しかし、医療的ケア児者や重複障害者等への支援、家族介護者支援や障害児の兄弟姉妹等を含めたヤングケアラー^{※17}などの新たな課題、多様化・複雑化する課題を抱える世帯への支援は、専門的知識が必要であり、相談支援専門員をサポートする体制が必要です。

障害者手帳を取得しながら障害福祉サービスに結びついていない方や、虐待、ヤングケアラー等の課題を抱える世帯を早期発見することが必要です。

複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯に対し、支援が抜け落ちないように、「くらしのまるごと相談窓口」と「既存事業（窓口）」との連携、協力体制の確立が必要です。そして、福祉分野の幅広い相談に適切に対応していくためには、高齢、障害、子育て、困窮等の知識や経験を備えた職員の育成が不可欠です。

困難を抱える世帯の支援には、区や社会福祉協議会^{※18}による公的支援に加え、民生委員・児童委員、地域の支援団体・ボランティア団体、NPO 法人等の支援関係機関との連携・協力体制の強化が重要です。

【 今後の方向性 】

多様な障害に対応できる相談支援体制の充実、質の向上

- ・令和5（2023）年度より福祉部障害福祉課に位置付けた基幹相談支援センターにおける相談体制について検証していきます。
- ・区と民間の相談機関は、ライフステージに応じて、教育機関や医療機関などの関係機関との連携を図り、障害のある方の生涯に寄り添う支援を行います。
- ・精神障害のある方それぞれに応じた相談支援や、普及啓発を行います。また、精神保健福祉包括ケア協議会をはじめとする関係機関との情報共有や意見交換を行う場を設けて、連携体制を強化していきます。

※14 相談支援専門員が、ケア計画に基づいてサービスが計画どおり実施されているかどうかを確認する。新たなニーズが生じていないか、計画どおりのスケジュールでサービスが提供されているか、サービスの内容が質的に低下していないか、利用者が満足してサービスを受けているか等の観点から実施する。

※15 利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活を阻害する様々な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標、課題解決の道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム

※16 障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、全般的な相談支援を行う。

※17 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※18 民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織

- 精神障害のある方に対応する基幹相談支援センターの設置について検討します。
- 障害児者を介護する家族の状況を把握し、他機関と連携して世帯全体を支援します。
- 暮らしのまるごと相談事業を行います。（詳細は重点的な取組へ）

計画相談支援、障害児相談支援によるケアマネジメントの充実

- 基幹相談支援センター業務のうち、相談支援事業者の人材育成については、委託することにより体系的・専門的な研修を実施します。また、研修を通して横のつながりをつくり、相談支援専門員同士のネットワークづくりにつなげていきます。
- 令和5（2023）年に設置した基幹相談支援センターでは、専門的知識が必要な医療的ケア児者や重複障害者に対応できる相談支援専門員を育成するための研修を通して相談支援専門員の資質向上を図るとともに、相談支援専門員をサポートします。
- 支援関係機関の職員が参加する事例検討や支援制度、アセスメント^{※19}や連携手法等の研修を実施します。

^{※19} 利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過等を客観的に評価・分析することで適切な対応を行うこと。相談支援専門員がケアプランを作成する前に利用者のニーズ、状況等を詳細に把握するために実施する。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

基幹相談支援センターを中心とした包括的相談体制の整備						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターにおいて、重症心身障害者^{※20}や精神障害等との重複障害、医療的ケア児者などの相談に対して適切な支援を行う他、障害者手帳を取得しながら障害福祉サービス利用に結びついていない方へのアウトリーチ支援^{※21}を行うなど、相談支援体制を強化していきます。 ・複雑で対応困難な相談について、適切な対応ができるように、医療、保健、福祉の分野が連携できる体制を充実させます。 ・障害に関する相談や発達に課題のある子どもに関する相談に対して適切に対応するため、障害福祉課、保健所、保健センター、子ども総合センター、その他の関係機関と地域の相談機関が各々の専門性を発揮し、相互に連携して取り組みます。 ・こころの健康や治療の必要性・治療の継続について、保健所・保健センターにおける精神保健に関する相談体制を充実させます。 ・新たに診断された難病患者や療養上の不安を抱える方に対して、難病医療費公費負担申請時等あらゆる機会を通して相談支援を行います。 ・相談支援事業所では、障害のある方や家族との相談を通して意向・状況等を丁寧に把握して利用計画を作成し、区はその利用計画案が障害のある方や家族のニーズに合った内容となっているかを審査します。これにより、多様化、個別化する支援ニーズに対応できる利用計画書を作成します。 						障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課
【事業目標】 相談支援事業所等でケアマネジメントを利用している障害者の割合						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
76.2%	76.5%	76.8%	77.1%	77.4%	77.7%	

相談支援専門員のスキルアップ						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の専門性を高めるため、基幹相談支援センターの一部を業務委託し、相談支援技術や連携調整能力の向上を図る専門研修や事例検討会を計画的に実施するほか、サービス等利用計画や個別支援に係る具体的な指導助言を行うことで、人材の育成と計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上を図ります。 ・相談支援専門員が、多様化・複雑化する課題を抱える世帯へ支援できるように、基幹相談支援センターによる相談支援専門員へのサポート体制を充実させます。 						障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター
【事業目標】 相談支援専門員研修会の年間受講者数						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
600人	600人	600人	600人	600人	600人	

※20 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態

※21 支援を必要とする方からの相談等を待って支援を開始するのではなく、支援者等が支援を必要とする方のもとに訪問するなど、能動的に出向くことを指す。

精神障害に対応した地域包括ケアシステム^{※22}の構築	担 当
(取組内容は 1 - (6) 保健・医療支援 に記載)	保健予防課 保健センター

くらしのまると相談事業	担 当												
<p>高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア^{※23}、8050問題^{※24}等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまると受け止めるくらしのまると相談窓口の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討しています。本事業については、社会福祉法に定める重層的支援体制整備事業としての実施も図ります。</p>	くらしのまると相談課												
【事業目標】 くらしのまると相談窓口新規相談件数													
<table border="1"> <tr> <td>令和6 (2024)年度</td> <td>令和7 (2025)年度</td> <td>令和8 (2026)年度</td> <td>令和9 (2027)年度</td> <td>令和10 (2028)年度</td> <td>令和11 (2029)年度</td> </tr> <tr> <td>1,800件</td> <td>1,860件</td> <td>1,920件</td> <td>1,980件</td> <td>2,040件</td> <td>2,100件</td> </tr> </table>		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	1,800件	1,860件	1,920件	1,980件	2,040件	2,100件
令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度							
1,800件		1,860件	1,920件	1,980件	2,040件	2,100件							
【事業目標】 アウトリーチ個別支援及び参加支援等のための訪問実施件数													
<table border="1"> <tr> <td>令和6 (2024)年度</td> <td>令和7 (2025)年度</td> <td>令和8 (2026)年度</td> <td>令和9 (2027)年度</td> <td>令和10 (2028)年度</td> <td>令和11 (2029)年度</td> </tr> <tr> <td>416件</td> <td>428件</td> <td>440件</td> <td>452件</td> <td>464件</td> <td>476件</td> </tr> </table>		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	416件	428件	440件	452件	464件	476件
令和6 (2024)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度							
416件	428件	440件	452件	464件	476件								
【事業目標】 支援会議の実施件数													
<table border="1"> <tr> <td>令和6 (2024)年度</td> <td>令和7 (2025)年度</td> <td>令和8 (2026)年度</td> <td>令和9 (2027)年度</td> <td>令和10 (2028)年度</td> <td>令和11 (2029)年度</td> </tr> <tr> <td>30件</td> <td>36件</td> <td>42件</td> <td>48件</td> <td>48件</td> <td>48件</td> </tr> </table>	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	30件	36件	42件	48件	48件	48件	
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度								
30件	36件	42件	48件	48件	48件								
【事業目標】 重層的支援体制整備事業実施計画の推進													
<table border="1"> <tr> <td>令和6 (2024)年度</td> <td>令和7 (2025)年度</td> <td>令和8 (2026)年度</td> <td>令和9 (2027)年度</td> <td>令和10 (2028)年度</td> <td>令和11 (2029)年度</td> </tr> <tr> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> </table>	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度								
実施	実施	実施	実施	実施	実施								

※22 医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるもの

※23 晩婚化や高齢出産化などにより、育児と介護のタイミングが重なる人が増えており、この状態をダブルケアという。

※24 高齢の親が引きこもり状態の中高年の子の生活を支える状態が長期化し、社会的孤立や生活困窮など様々な問題が潜在している状態。

その他の取組

取組内容	担 当
発達障害のある方の相談・ 発達に課題のある子どもの相談	障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課
健康相談窓口	地域保健課
身体障害者手帳の交付及び更新相談	障害福祉課
愛の手帳の交付及び更新相談	障害福祉課
精神障害者保健福祉手帳の交付及び更新相談	保健予防課 保健センター
精神保健相談	保健予防課 保健センター
難病相談	保健予防課 保健センター
相談支援事業所運営費等助成	障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
自立生活援助	障害福祉計画（81 ページ）
計画相談支援	障害福祉計画（84 ページ）
地域移行支援	障害福祉計画（85 ページ）
地域定着支援	障害福祉計画（85 ページ）
相談支援事業（地域生活支援事業）	障害福祉計画（87 ページ）
障害児相談支援	障害児福祉計画（101 ページ）

(2) 社会参加の支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 障害のある方が運動やスポーツに安心して参加できる環境づくりを推進するため、葛飾区認定障害者スポーツ指導員を養成しました。また、障害者スポーツ教室や夏の短期障害者水泳教室事業を実施するなど、福祉作業所などに就労する障害のある方などへの運動機会を提供しました。さらに、総合スポーツセンター（奥戸・水元）で水泳やトランポリン教室を通年で開催し、障害のある方に対して定期的な運動参加の機会の拡充を図りました。
- パラリンピック競技である「ボッチャ」の普及を推進し、障害のある方もない方も同じルールの下でともにレクリエーションとして楽しむ機会の拡充を図りました。
- 区内5箇所の地域活動支援センター^{※25}では、地域で生活する障害のある方の社会参加や余暇活動の充実につながる事業を実施しました。
- 生涯学習課では、障害のある方や障害者団体の方々に、学びを通じて仲間づくりや生きがいづくりにつながる支援事業を行いました。
- 聴覚障害のある方と健聴者の会話を通訳オペレーターが通訳することにより、電話で双方向につなぐ電話リレーサービスが令和3（2021）年7月に本格実施されました。電話リレーサービスは、電話を受ける健聴者がこのようなサービスがあることを理解することが大切なため、区民や事業者に対して、広報かつしかや区ホームページ、かつしかエフエムにより広く普及啓発を図りました。
- 区立図書館では、活字での読書が困難な方が、図書資料を活用できるよう、音訳^{※26}及び点字資料の貸出し等を行うとともに、音訳資料（デイジー図書）^{※27}や点訳資料の作成を行いました。また、対面朗読等で活動する音訳者の養成講座を実施しました。

【 今後取り組むべき課題 】

学習・スポーツや文化、レクリエーション活動は、障害のある方の生きがいや地域との交流につながります。

しかし、障害者意向等調査では、趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動は、「特にない」という回答が身体障害者で6割以上、知的障害者で4割半ば、精神障害者で5割以上、難病患者で6割近くとなっています。

障害のある方が地域の中でいきいきと生活していくためには、社会参加や学習・スポーツや文化、レクリエーション活動を通じた生きがいづくりの支援が必要です。

^{※25} 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に基づき、障害のある方の社会参加を支援する施設。葛飾区では、知的障害のある方、身体障害のある方、高次脳機能障害のある方、失語症のある方を対象にしたデイサービス、障害者パソコン講習会等を実施。

^{※26} 文字や図などの印刷物を音声化すること。

^{※27} 視覚障害などで活字の読みが困難な方のために作られたデジタル録音図書。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和 4（2022）年 5 月に施行され、障害のある方が情報を取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるように取り組んでいく必要があります。

聴覚障害のある方は電話の使用が困難であり、読み書きの苦手な方が相談するには、区役所へ来庁することになります。手話は目で見える言語であるため、区役所へ来庁せずに相談できるようなオンラインを活用した相談体制を検討する必要があります。

音訳及び点訳ボランティアの高齢化が進んでおり、養成講座等を開催するなどして、新たに担う人材の育成に引き続き取り組んでいく必要があります。

【 今後の方向性 】

障害者スポーツの推進

- ・ 障害の有無にかかわらず運動やスポーツへの参加機会の促進を図るため、自主的に安心して運動やスポーツに取り組むための環境づくりとして、障害者スポーツ指導員の育成とネットワークづくりを行います。
- ・ 身近な場所で気軽にスポーツができるよう障害者スポーツ体験等の機会の充実を図ります。また、障害者スポーツを通して、障害のある方とない方との交流の場の拡大を図ります。
- ・ パラリンピック競技「ボッチャ」「ブラインドサッカー」の魅力を区民に伝えます。（詳細は重点的な取組へ）

社会参加促進に向けた支援の充実

- ・ 区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、地域住民などに、障害のある方とのかかわり方や障害への理解を深めるよう働きかけ、障害のある方が自ら望む活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- ・ 地域活動支援センターにおいて、障害のある方が社会参加していくためのプログラムを提供します。（詳細は重点的な取組へ）
- ・ 医療的ケアを必要とする方など重症心身障害のある方の生涯学習活動について、ご本人及び保護者団体からの聞き取り等を行うことで具体的なニーズを把握します。
- ・ 手話通訳者の派遣や音訳者・点訳者等の育成などを行います。
- ・ 障害のある方がより円滑に社会参加できるよう、ICT 機器の活用など、新たなコミュニケーションツールの導入について検討します。
- ・ 区役所の窓口などに、音声認識したテキストを表示させる機器の設置を促進するなど、コミュニケーションの向上に取り組めます。
- ・ ユニバーサルデザイン^{※28}に配慮した情報提供を図ります。
- ・ 読書バリアフリー法を推進するため、デジタル録音図書再生機器の利用案内や貸出を行います。

^{※28} 年齢・国籍・性別・身体的能力等の違いをこえ、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくりを行っていることとする考え方

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

障害者スポーツの推進						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が自主的に安心してスポーツ活動に取り組めるよう、障害者スポーツ指導員の養成及び年間を通して定期的に教室を開催して指導員の活動の場を提供します。 ・ かつしか地域スポーツクラブ^{※29}や葛飾区ボッチャ協会等、障害者スポーツに携わる関係団体と連携、支援を行いながらイベントや教室を実施します。 ・ パラリンピックの公式種目である「ボッチャ」競技の普及及びユニバーサルスポーツの普及・発展を推進します。 ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー事業として、小学校の体育授業でブラインドサッカー教室を行います。また、区で大規模大会を開催することにより、ブラインドサッカーの魅力を区民に伝え、障害への理解を深め共生社会を実現します。 						生涯スポーツ課
【事業目標】 障害者対象スポーツ事業の参加者数（延べ 14,425 人）						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
2,358人	2,376人	2,395人	2,413人	2,432人	2,451人	

地域活動支援センターにおける社会参加・余暇活動支援						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。 ・ 障害特性や障害者の意向を尊重しながら、障害者にあった適切な活動につなげられるように、相談支援の充実を図ります。 						障害者施設課 保健予防課
【事業目標】 1か月あたりの利用者数						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
1,218人	1,218人	1,218人	1,218人	1,218人	1,218人	

障害者への学習機会の提供						担 当
<p>学習の場に出かけることが困難な状況にある区民のための学習支援事業や、知的障害者のためのレクリエーション活動や仲間づくりの場など、誰もが主体的に学習に参加できる機会の充実を図ります。</p>						生涯学習課
【事業目標】 障害者団体の支援団体数						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
8団体	8団体	9団体	9団体	10団体	10団体	

※29 人々が、身近な地域でスポーツや文化活動に親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ

その他の取組

取組内容	担 当
コミュニケーション手段利用促進	障害福祉課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	障害福祉課
バス借上等社会参加促進経費助成	障害福祉課
磁気テープ ^{※30} の貸出し	障害者施設課
バリアフリーコンサート	文化国際課
子ども動物広場（ポニースクールかつしか）	地域教育課
音訳者・点訳者等の育成	中央図書館
読書バリアフリー法の推進	中央図書館

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
意思疎通支援事業	障害福祉計画（89 ページ）
地域活動支援センター事業	障害福祉計画（91 ページ）

^{※30} 聴覚に障害のある方、補聴器等を使用されている方などの、「聞こえ」を補助する装置。周囲の騒音や部屋の反響に影響されずに、音声をクリアに聞くことができる。

(3) 社会資源の充実

【 これまでの主な取組と成果 】

- 平成 30（2018）年度開設の地域生活支援型入所施設^{※31}「パランしょうぶ」を整備する社会福祉法人に対し、整備費の一部を助成して整備支援を行いました。
- 令和 2（2020）年度に設置した地域生活支援部会^{※32}で、地域生活支援拠点等の整備について検討し、令和 4（2022）年度より「緊急時の受け入れ・対応」、令和 5（2023）年度より「相談」を担う拠点機能事業所を認定しました。
- 保健・福祉の現場では、従事者に対する身体的・精神的なハラスメントが少なからず発生していると言われています。厚生労働省が作成した障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアルを各事業所に配付するなどして、サービスの管理者に対して具体的対策の周知を図りました。

【 今後取り組むべき課題 】

「緊急時の受け入れ・対応」においては、利用者に関する情報共有や支援方法の引継ぎなど関係機関の連携体制が重要です。さらに、重度障害のある方が必要な時に利用できるような体制を整えることも重要です。

また、重度の障害や医療的ケアのある方への支援は高度なスキルが求められるため、障害福祉サービス従事者の資質向上に取り組むことが必要です。

現在、区では住まいの場として重度障害のある方のグループホーム整備の促進が求められていますが、民間事業者による整備が進みづらい状況にあり、整備促進に向けて、支援策を検討することが必要です。

区が設置して社会福祉法人に貸し付け、運営している施設については、一部の建物が古く、利用者の安全確保や環境改善及び躯体の長寿命化を図ることを目的とした修繕計画の検討が必要です。

精神障害のある方の地域移行^{※33}を進めるため、医療機関や民間事業者と連携し、グループホームや地域生活支援拠点の整備・運営を行うことが必要です。

各事業所の ICT 化^{※34}により、サービスの質向上や連携、情報共有の強化を進められるよう、ICT 化について検討する必要があります。

また、多方面の専門家との連携が障害のある方への支援につながるよう、模索していくことも重要です。

※31 在宅生活が困難となった障害のある方が、安心して地域で暮らすための施設。グループホーム等の地域生活の場へ円滑に移行する機能も担っている。

※32 葛飾区障害者施策推進計画を推進するために、障害者関係団体・事業者の代表者等で構成される葛飾区障害者施策推進協議会の中の部会の一つ

※33 住まいを施設や病院から単に元の家に戻すことではなく、障害者個々人が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

※34 「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術を活用して、コミュニケーションの円滑化、サービスの品質向上、業務の効率化に取り組むこと。

地域生活支援型入所施設からグループホームへの移行を進めるに当たって、グループホームの体験利用に加えて、地域社会とのかかわり方や余暇活動の過ごし方を体験できる機会が必要です。

重複障害のある方を受け入れる生活介護事業所^{※35}などの日中活動の場についても、今後不足することが見込まれています。特に医療的ケアが必要な方の日中活動の場の不足については、今後対応を検討していくことが必要です。

【 今後の方向性 】

地域生活を支援するための社会資源の充実

- ・障害のある方が障害の種別や程度にかかわらず住み慣れた地域で生活していくために必要な施策について検討します。
- ・地域生活支援拠点の機能を担う拠点機能事業所の拡充を図ります。（詳細は重点的な取組へ）
- ・地域生活支援型入所施設からグループホームへの移行を促進するため、グループホームでの生活をイメージし、スムーズに移行できるよう、地域生活で利用できるサービスの活用を検討します。
- ・区外の障害者支援施設に入所している障害のある方の地域移行を促進するため、地域移行促進コーディネーター^{※36}や相談支援専門員等との連携体制の構築を図ります。
- ・介護者の病気などで障害のある方が緊急一時保護を利用した場合、その対象者に必要な配慮等を、受け入れ施設と相談支援専門員、通所施設が連携して情報共有することで適切な支援につなげます。
- ・令和6（2024）年度中開設予定の地域生活支援拠点「あすなろの家」の整備費の一部を助成して整備支援を行います。

日中活動の場の確保

- ・特別支援学校の卒業生等、施設における日中活動を希望する全ての障害のある方に日中活動の場を提供することを目指して、必要量に合わせて施設整備の促進を図ります。

^{※35} 常時介護が必要な 18 才以上の障害のある方を対象に日常生活上の介護や支援、創作活動等の機会を提供し、身体能力・日常生活能力の維持向上に向けた支援を行う。

^{※36} 区や相談支援事業所と連携し、施設入所者の地域生活への移行を促進するための相談支援を行う。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

地域生活支援拠点の機能の充実						担 当
障害のある方の地域生活を支援するため、地域生活支援型入所施設や既存の通所施設、グループホーム等の連携による地域生活支援拠点の機能の充実を図ります。						障害福祉課 保健予防課
【事業目標】 地域生活支援拠点の機能の充実						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
実施	実施	実施	実施	実施	実施	

グループホームの拡充支援						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害のある方の地域生活を支援するため、重度障害のある方のグループホームの整備を行う社会福祉法人等に対して整備費及び運営費の一部助成を検討します。 ・ 重度障害や医療的ケアに対応したグループホームに対して、東京都とも連携して段階的に拡充支援を行います。 ・ 施設入所者の地域移行を促進するため、社会福祉法人等に対し、必要量に合わせて区内にグループホームの整備を促します。 ・ 地域での生活が困難な精神障害のある方が、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費等の一部を助成します。 						障害福祉課 保健予防課
【事業目標】 重度障害者向けグループホームの利用者数						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
146人	158人	170人	182人	182人	182人	

障害者通所施設の整備支援						担 当
特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、また、障害のある方の社会参加や就労を支援するため、必要量に合わせて施設整備を促します。						障害福祉課 保健予防課
【事業目標】 区が助成する生活介護を利用している重度障害者数						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
145人	150人	155人	165人	165人	165人	

その他の取組

取組内容	担 当
短期入所先の確保	障害福祉課 保健予防課
障害者地域生活移行・定着化支援費助成	障害福祉課
福祉施設の人材育成支援	障害福祉課 障害者施設課
福祉施設の運営支援	障害福祉課 障害者施設課 保健予防課
福祉施設の修繕計画の検討	障害福祉課 保健予防課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
生活介護	障害福祉計画（72 ページ）
短期入所（ショートステイ）	障害福祉計画（80 ページ）
共同生活援助（グループホーム）	障害福祉計画（82 ページ）
施設入所支援	障害福祉計画（83 ページ）
地域活動支援センター事業	障害福祉計画（91 ページ）

(4) 生活支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 自立支援医療制度の適切な利用支援により、心身の障害の軽減を図りました。
- 各種障害者手当・難病患者福祉手当の支給により、支給対象者を経済的に支援しました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、障害の種別や生活環境、個々のニーズ等に応じたきめ細かな支援が求められています。

障害のある方やその家族が「親亡き後」の生活を考える機会とするため、障害のある方と家族が離れて生活する体験の場が必要です。

【 今後の方向性 】

自立した生活を支えるサービスの充実

- ・障害のある方が地域で自立して生活することができるよう、日常生活を支えるサービスの提供を行います。
- ・病院又は施設からの地域移行、親元からの自立等に向けた体験の場のあり方について検討します。

【 施策に関する取組 】

主な取組

取組内容	担 当
施設利用者負担軽減策の実施	障害福祉課
身体障害者住宅設備改善費の給付	障害福祉課
心身障害者巡回入浴サービス委託	障害福祉課
精神障害者家族教室	保健予防課 保健センター
自動車運転免許取得費助成	障害福祉課
自動車改造費助成	障害福祉課
心身障害者寝具乾燥消毒委託	障害福祉課
心身障害者出張理美容事業	障害福祉課
心身障害者紙おむつ支給・使用料助成	障害福祉課
心身障害者配食サービス事業委託	障害福祉課
重度脳性麻痺者介護人派遣	障害福祉課
見守り型緊急通報システム事業	障害福祉課
重度心身障害者（児）手当の支給	障害福祉課
心身障害者福祉手当の支給	障害福祉課 保健予防課
心身障害者手当国制度分の支給	障害福祉課
重度心身障害者特別給付金の支給	障害福祉課
心身障害者医療費助成	障害福祉課 保健予防課
中等度難聴児補聴器購入費助成	障害福祉課
難病患者等居宅生活支援事業	保健予防課 保健センター
難病患者福祉手当の支給	保健予防課 保健センター
高齢者等訪問収集	清掃事務所
家賃債務保証制度利用助成	住環境整備課
住み替え支援	住環境整備課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
居宅介護	障害福祉計画（70 ページ）
重度訪問介護	障害福祉計画（70 ページ）
同行援護	障害福祉計画（70 ページ）
行動援護	障害福祉計画（70 ページ）
重度障害者等包括支援	障害福祉計画（70 ページ）
生活介護	障害福祉計画（72 ページ）
療養介護	障害福祉計画（79 ページ）
自立生活援助	障害福祉計画（81 ページ）
日常生活用具給付等事業	障害福祉計画（90 ページ）
移動支援事業	障害福祉計画（91 ページ）
その他の事業	障害福祉計画（92 ページ）

(5) 介護者支援

【 これまでの主な取組と成果 】

○重症心身障害のある方の介護者の負担を軽減するために開始した「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」は、平成 30（2018）年度に対象を医療的ケア児等にも拡大しました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方が住み慣れた地域で生活を続けるためには、本人への支援のみならず、周りの家族の悩みに気づき、支えていく体制づくりが重要です。介護ストレスの緩和や、介護ノウハウの習得支援、地域での孤立防止等、要介護者の家族介護力に対して支援をするだけでなく、家族の生活・人生の質の向上に対しても支援する視点を持ち、仕事を始めとする社会参加の継続維持や心身の健康維持・充実について、支援関係機関が連携を図って支援することが必要です。

また、家族だけではなく、施設の職員を支援する取組も必要です。介護業務の負担を軽減するため、施設の ICT 化を進めることが重要です。

障害福祉の施設や事業所では、人材確保が困難となっています。障害福祉サービスを担う職員がやりがいをもって元気に働ける職場環境を整えて、人材の確保や育成を図る必要があります。

【 今後の方向性 】

家族の介護負担の軽減

- ・介護サービス等の充実により、障害のある方を介護している家族等の負担の軽減を図ります。
- ・「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業」については、重症心身障害のある方を介護している家族等の負担を軽減するため、利用拡大策について検討します。
- ・障害のある方を介護している同居者等が、一時的に介護することができなくなったとき、「緊急一時保護」等を活用して施設で預かることで、介護者を支援します。

サービス従事者の人材確保及び質の向上

- ・障害福祉サービス従事者の人材確保のため、福祉のしごと大発見（介護・障害福祉サービス事業者合同就職説明会）を実施します。
- ・障害者施設を運営する社会福祉法人に対して、助言、指導や監査を実施することで、サービスの質の向上や管理体制の適正な整備・運用につなげます。
- ・評価機関が専門的かつ客観的な立場で一定の基準に基づき福祉サービスの強化を行う福祉サービス第三者評価の受審を通して、障害者施設のサービス向上を図ります。また、各施設に設置されている苦情相談窓口の充実や区の苦情調整委員制度の積極的な活用により福祉サービスの質の向上を図ります。

- ・ 障害者施設等の従事者がやりがいを持って職務に従事するために、心身のストレスの軽減やハラスメント等のトラブルに対して、相談窓口の設置を検討するなど、区と事業所が協力して介護現場などでのハラスメントの防止対策を強化します。
- ・ 各事業所と連携しながら ICT 化を促進することで、従事者の負担軽減や職場環境の向上を図り、人材の確保・定着に向けた支援に努めます。

施設職員の介護負担の軽減

- ・ 支援者に対し、家族介護者に対するアセスメント（課題の把握・分析）や、多様な専門職との連携支援等について啓発や研修を行うほか、更なる支援体制の強化について関係機関と検討を進めます。
- ・ 施設職員の介護負担軽減のため、各事業所と連携しながら ICT 化を促進します。

【 施策に関する取組 】

その他の取組

取組内容	担 当
心身障害者（児）緊急一時保護委託	障害福祉課
重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
短期入所（ショートステイ）	障害福祉計画（80 ページ）

(6) 保健・医療支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 保健所・保健センターは医療機関、訪問看護ステーション等の関係機関と連携し、精神疾患の早期発見、確実な治療と治療継続について支援しました。また、障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、当事者の意向を尊重し、保健所・保健センター、民間の相談支援事業所及び地域活動支援センター等の相談機関において相談支援の充実に努めました。
- 保健所・保健センターは、医療機関、訪問看護ステーション、居宅事業所等と連携しながら、難病患者の在宅療養支援に努めました。
- 精神保健福祉包括ケア推進協議会は、入院患者の退院支援や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの概念を持つものとなりました。また、専門部会を設置し、区における精神保健福祉の課題を共有・検討しました。
- 人工呼吸器や酸素吸入を利用しながら在宅療養をしている医療依存度の高い在宅療養者が適切な支援を受けることができるよう、令和4（2022）年度から障害者施策推進協議会に保健、医療、福祉等の関係機関による医療的ケア部会を設置しました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害者意向等調査では、健康や医療についての不安や課題は、「障害の重度化や病気の悪化が不安」「救急時の治療（急に具合が悪くなったとき）が心配」が共通して高く、医療的ニーズをはじめ、さまざまな障害に対応できる専門性の高い支援体制が求められており、関係機関における課題の共有や、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していくことが必要です。

精神障害のある方については、疾患の早期発見、確実な治療と治療継続が重要です。厚生労働省の患者調査によれば、精神疾患で医療機関にかかっている患者数は年々増加しており、精神科入院については病識のない方が多く、措置入院^{※37}と医療保護入院^{※38}が全体の半数を占めています。精神障害のある方が安定した在宅療養生活を送るためには、医療機関等関係機関と連携し、医療継続及び支援を強化することが必要です。

難病患者については、難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らし続けていくことができるよう、医療との連携、福祉サービスの充実などを図ることが必要です。

人工呼吸器等を使用している医療依存度の高い方が在宅療養するためには、医療機関や訪問看護ステーション、介護事業所等と連携し、支援体制の充実を図ることが重要です。

医療的ケア児については、適切な支援を受け在宅療養を行うことができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、支援することが必要です。令和

※37 入院させなければ精神的障害のため自身を傷つけたり、他人に害を及ぼすおそれが明らかな者を精神保健指定医が診察し、この診察により行政措置として強制的に入院させること。

※38 精神保健指定医が入院治療が必要と診察するも、本人が病状のために入院の必要性を的確に判断できないような場合に、医療及び保護のために家族等の同意をもって入院させること。

4（2022）年度に障害者施策推進協議会に医療的ケア部会を設置し、今後は連携や支援体制について検討が必要です。

【 今後の方向性 】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害のある方が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、入院中から医療機関をはじめとする関係機関と連携し、医療継続と在宅療養の支援体制を強化します。（詳細は重点的な取組へ）
- ・葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や精神保健在宅療養部会、長期入院患者支援検討部会を開催する中で支援体制の構築を図ります。（詳細は重点的な取組へ）

医療的ケア児への支援の促進

- ・医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による連携や支援体制について医療的ケア部会で検討します。（詳細は重点的な取組へ）
- ・医療的ケア児等コーディネーターの研修を計画的に受講してもらい、増加を図ります。（詳細は重点的な取組へ）

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

医療的ケア児の支援体制の整備						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする児童の保護者が1人で抱え込まず身近に相談できる体制を目指します。 ・基幹相談支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置します。 ・医療的ケア児等コーディネーターの人材確保・育成や、ネットワーク形成、情報連携を行います。 ・医療機関や他部門の専門職と連携しながら相談体制を構築します。 ・民間の医療的ケア児等コーディネーターを増やしていく取組として、基幹相談支援センターの人材育成部門と連携して普及・啓発を行います。 						障害福祉課 障害者施設課 地域保健課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課
【事業目標】 医療的ケア児等コーディネーターの数						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
8人	10人	12人	14人	16人	18人	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患患者・精神障害のある方が退院後に円滑に地域生活に移行できるよう、医療機関や民間の相談支援事業所等との連携を図ります。 ・在宅での生活が困難な精神障害のある方を支えるため、医療機関、精神訪問看護ステーション、相談支援事業所、居宅介護事業所等を対象とした連絡会の開催等により、支援ネットワークの構築を図ります。 ・葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会や専門部会において、精神障害のある方を支える地域理解の促進、退院支援、障害福祉サービスの充実と利用など、精神保健福祉の課題を共有し、検討を進めます。 	保健予防課 保健センター

その他の取組

取組内容	担 当
自立支援医療	障害福祉課 保健予防課 保健センター 子ども家庭支援課
休日・土曜応急診療事業	地域保健課
障害児・者歯科診療事業（ひまわり歯科診療所）	健康推進課
ねたきり高齢者歯科診療事業（たんぼぼ歯科診療所）	健康推進課
障害者施設通所者健康診査	健康推進課
乳幼児精密健康診査医療費の助成	子ども家庭支援課
在宅難病患者医療機器の貸与	保健予防課 保健センター
難病リハビリ教室	保健予防課 保健センター
難病患者訪問指導事業	保健予防課 保健センター
難病等医療費助成	保健予防課 保健センター
新生児聴覚検査費用の一部助成	保健センター 子ども家庭支援課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
計画相談支援	障害福祉計画（84 ページ）
地域移行支援	障害福祉計画（85 ページ）
地域定着支援	障害福祉計画（85 ページ）
相談支援事業（地域生活支援事業）	障害福祉計画（87 ページ）
地域活動支援センター事業	障害福祉計画（91 ページ）

(7) 権利擁護

【 これまでの主な取組と成果 】

- 障害者権利擁護窓口を設置し、障害のある方に関する虐待や不当な差別的取扱い、合理的配慮に関する相談等に対応しました。
- 葛飾区社会福祉協議会に成年後見制度の中心的な役割を担う「葛飾区成年後見センター」を開設し、成年後見制度に関する相談や支援、成年後見制度の普及・啓発、市民後見人^{※39}の養成、法人後見の受任などを実施しました。
- 令和2（2020）年度は、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見センターを中核機関として位置付け、成年後見制度の利用に関わる関係団体の連携を進める協議会を立ち上げるとともに、本人に身近な親族や福祉、介護、医療、地域の関係者や後見人がチームとなって対応する体制づくりを進めました。
- 令和4（2022）年4月に、地域生活支援拠点の機能の一つである「緊急時の受け入れ・対応」を担う拠点機能事業所を認定し、障害者虐待による緊急保護の体制を強化しました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方に関する虐待への対応は、夜間、土日祝日等の相談窓口や緊急に保護を要する場合に対応できる施設の拡充が求められています。

障害のある方の権利を守るためには、成年後見制度や権利擁護支援事業等の内容やメリットを広く周知し、気軽に相談できる体制や環境を整備することが必要です。

また、障害のある方が「親亡き後」も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度などを活用し、本人の希望に沿った支援が行われることが必要です。

【 今後の方向性 】

権利を守るための支援の充実

- ・判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の積極的な利用の促進を図ります。
- ・区の機関や福祉施設が連携し、障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある方の保護に取り組めます。
- ・庁内各課や関係機関との連携を強化し、幅広く相談を受け付ける相談窓口の充実に取り組むほか、生活困窮者自立支援制度^{※40}や重層的支援体制整備事業^{※41}等の他の制度と連携を図り、成年後見制度につなげていくことで権利擁護を推進していきます。

^{※39} 弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援を受けて後見業務を適正に担う。

^{※40} 経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度

^{※41} 地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業

- ・令和6（2024）年4月には、障害者差別解消法が改正され、民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務化されます。そのため、区内事業者に対して、合理的配慮に関する周知を充実するなど、障害者の権利擁護を推進します。

意思決定の支援

- ・成年後見制度においては、障害のある方が「親亡き後」も自分らしい生活を送れるよう、本人の意思決定支援を土台とした身上保護^{※42}や財産管理などの支援を行うことにより、本人の状況に即した権利擁護を行います。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

成年後見センター事業の推進						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区社会福祉協議会内に設置した「葛飾区成年後見センター」で、成年後見制度に関する相談や支援、普及・啓発、法人後見の受任などを行います。 ・弁護士や社会福祉士等を交えたメンバーによる検討支援会議を開催し、後見受任者の調整等の検討を行います。 ・成年後見制度の仕組みなど必要な知識・技能・倫理を修得して後見人等の業務を適正に行うための講座を開催し、市民後見人を養成します。 						福祉管理課
【事業目標】中核機関の相談件数（延べ5,381件）						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
735件	793件	856件	924件	997件	1,076件	

成年後見制度の利用支援	担 当
成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方が制度を利用できるよう、成年後見の申立てをする方がいない場合は、区長が申立てを行います。	障害福祉課 保健予防課

その他の取組

取組内容	担 当
障害者差別解消の推進	障害福祉課
福祉サービス第三者評価事業推進 ^{※43}	福祉管理課 障害福祉課 保健予防課
福祉サービス苦情調整委員制度 ^{※44}	福祉管理課
障害者虐待の防止	障害福祉課

※42 被後見人等が安心して生活ができるよう、後見人が福祉サービスの契約や施設入退所の契約手続きなどを進めること。

※43 利用者でも事業者でもない第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価する事業

※44 区民の権利及び利益を守るとともに福祉サービスの一層の向上を図るため、高齢・障害・子育てなどの福祉サービスの利用に関する苦情について、公正かつ中立な立場で調査し、調整を行う。

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
成年後見制度利用支援事業	障害福祉計画（88 ページ）

2 就労支援

(1) 一般就労への支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 障害者就労支援センターでは、18歳以上の就労意欲のある障害のある方を対象に、一般企業等での就労（以下「一般就労」という。）に向けた支援、就職後の職場定着支援をしています。令和4（2022）年度は延べ90人の方が一般企業等に就職し、就労定着率（同一職場での就労期間が1年を超えた人の割合）は63.6%でした。
- 企業や区役所内、障害者施設自主生産品販売所、自転車リサイクル工房などに実習の場を設け、より一般就労に近い環境で就労訓練ができるようにしてきました。
- 一般就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害のある方を区職員（会計年度任用職員）として雇用する「チャレンジ雇用」を実施してきました。ここでの就労訓練を経て、毎年数名が一般就労に結びつきました。
- 障害者雇用の拡大や就労の促進を図るため、毎年「かつしか障害者雇用フェア」を実施してきました。フェアの中で実施している就職面接会では、毎年数名が一般就労に結びつきました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害のある方が就労することは、経済的自立や生きがいがづくりとなるとともに、社会の一員としての社会参加にもつながります。しかし、障害者意向等調査の結果で就労状況に関する項目を見ると、身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者ともに「仕事をしていない」との回答が「仕事をしている」を上回っており、障害のある方の雇用環境や就労状況は依然として厳しいことがうかがえます。また、仕事をする（していく）ために必要なこととしては、「障害や病気に対する職場の理解や協力」と「障害や病気の特性にあった多様な仕事や就労形態」が知的障害者と精神障害者ともに4割程度と高い回答になっています。

障害者就労支援センターの利用登録者は毎年100名程度ずつ増加しており、就労希望者は増えています。法定雇用率の段階的な引き上げが予定されていますが、区内や近隣での就職先がなかなか広がらないのが現状です。

就労支援に加えて生活面の支援など多様な支援が必要な方が増えており、個々の状況に寄り添った就職支援や職場定着支援が求められています。

【 今後の方向性 】

一般就労への支援の充実

- ・ 民間の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、ハローワーク、特別支援学校など、様々な就労支援機関との連携を強化して、就労意欲のある障害のある方の一般就労を支援します。

障害者雇用の促進

- ・ 障害者の法定雇用率が引き上げられることを受け、区内や近隣の企業において障害者雇用の理解を深め、事業者とともに障害者雇用の促進に取り組みます。

職場定着支援の充実

- ・ 障害のある方が就職した後も働き続けることができるよう、就職先の企業等や様々な就労支援機関と連携し、職場定着支援の充実を図ります。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

一般就労への支援の充実						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、ハローワーク、特別支援学校など、様々な就労支援機関との連携を強化することにより、一人一人の障害特性や能力に適した就職に結びつけていくための支援体制を充実します。 ・ 区内にも民間の就労移行支援事業所が増え、一般企業等への就職実績も上がっていることから、区が障害のある方を雇用して就労訓練を行う「チャレンジ雇用」の新規募集を停止します。今後は、各就労移行支援事業所における一般就労への移行が更に促進されるよう、連携や支援を強化していきます。 ・ 障害者就労支援センターの登録者や就労継続支援事業所等の利用者が一般就労を目指す方を対象に、区では様々な実習の場を確保し、その方の能力や状況にあった一般就労に向けた訓練が受けられるようにします。また、離職者が次の進路を検討したり、就労先でうまく適応できない方が課題を解決するための支援を受ける場としても活用していきます。 ・ 「障害者就労支援フェア」の中で、ハローワーク墨田との共催で区内や近隣の企業が参加する就職面接会を実施します。 						障害福祉課
【事業目標】 障害者就労支援センター登録者における新規就職者数(延人数)						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
94人	96人	98人	100人	102人	104人	

障害者雇用の促進						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク墨田やテクノプラザかつしかと連携して、区内や近隣の企業において障害者雇用を促進させるための効果的な働きかけの方法について検討し、実施していきます。 ・様々な機会を捉えて、障害者雇用についての周知・啓発を行います。 						障害福祉課
【事業目標】 障害者雇用を希望する区内事業所への働きかけや支援の実施						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
検討	実施	実施	実施	実施	実施	

職場定着支援の充実						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・就職した後も長く働き続けることができるように、職場訪問や本人との面談等により本人と企業との間の調整や就労継続のための支援を行う職場定着支援を、様々な就労支援機関と連携して実施します。 ・NPO法人と区の協働事業である「自主活動支援事業」^{※45}の実施により、障害のある方の余暇活動の充実を図り、就労継続につなぎます。 ・同一企業に10年又は20年継続して就労している障害者就労支援センターの登録者に、永年勤続賞の授与及び定着奨励金の支給を行うことにより、これまでの努力を労うとともに、更なる就労意欲の喚起を図ります。 						障害福祉課
【事業目標】 障害者就労支援センター登録者の就労定着率						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
66%	68%	70%	72%	73%	74%	

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
就労移行支援	障害福祉計画（75ページ）
就労継続支援	障害福祉計画（76、77ページ）
就労定着支援	障害福祉計画（78ページ）

※45 障害のある方が当事者として、学びや楽しみなどの活動を自主的に行うことを支援する事業

(2) 福祉的就労^{※46}への支援

【これまでの主な取組と成果】

- 平成 25（2013）年度から、障害者施設利用者の工賃^{※47}向上を目的に、障害者施設が経営コンサルタントの助言を得て工賃向上計画を策定するための経費と当該計画を実行するための経費の補助を行っています。毎年 1 施設がこの補助制度を活用して、より収益性の高い事業の実施や業務改善に取り組んできました。
- 区では、平成 29（2017）年度から「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」を策定し、当該方針を区内に周知することにより、障害者就労施設からの物品調達の推進を図ってきました。
- 令和 3（2021）年度から、自主生産品の製造を行う障害者施設に経営に関するアドバイザーを派遣し、新製品の開発や製品の魅力向上、販路拡大に向けた提案などを行ってきました。
- 令和 3（2021）年 10 月に区の共同受注窓口を設置し、自主生産品や軽作業の受注の拡大を進めてきました。
- 自主生産品の販売を促進するため、障害者施設自主生産品販売所「ぷらすちょいす」に対する運営支援を行うとともに、区役所での合同販売会の開催や自主生産品の公共施設等での販売調整を行ってきました。

【今後取り組むべき課題】

障害者意向等調査の結果を見ると、仕事をする（していく）ために必要なこととして、「障害や病気の特性にあった多様な仕事や就労形態」が知的障害者と精神障害者ともに 4 割程度と高い回答になっています。

一般就労が困難な障害のある方にとって、福祉的就労の場は、生活面などの支援を受けながら就労スキルを高め、社会の一員として可能性や能力を発揮できる場となっています。現在、区内には様々な障害者施設があり、多様な福祉的就労の場を提供しています。今後、施設利用者の高齢化や障害の多様化が進む中で、個々の状態にあった作業の提供など更なる支援の充実を図ることが求められています。

障害のある方の就労意欲の向上と経済的な自立を図るため、区内の障害者施設（就労継続支援 B 型事業所^{※48}）利用者の工賃向上が課題となっています。

【今後の方向性】

工賃向上に向けた支援

- ・障害者施設が利用者の工賃向上のために実施する事業の実施や業務改善、自主生産品の新製品開発や販路拡大に向けた取組への支援を強化します。

※46 障害のある方が、障害福祉サービスを受けながら障害者就労支援施設で働くこと。

※47 就労継続支援 B 型事業などの就労支援をとおして生産活動(仕事)を行った利用者に対して支払う対価

※48 一般の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う事業所

- ・障害者施設自主生産品販売所「ぶらすちよいす」の出張販売支援を強化するとともに、共同受注窓口のPRを進め、自主生産品や軽作業の受注の拡大を図ります。

多様な働き方への支援

- ・一般就労がうまくいかず離職した方や特別支援学校の生徒などに対して、福祉的就労や就労訓練の場についての情報提供を積極的に行い、「社会の中で働きたい」という障害のある方を応援します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・経営コンサルタント利用経費補助制度や自主生産品販売促進アドバイザー事業を継続し、工賃向上に結びつく事業の実施や業務改善、自主生産品の新商品開発や販路拡大につなげます。 ・障害者施設自主生産品販売所「ぶらすちよいす」に対する運営支援を強化することにより、出張販売先の拡大を図ります。これにより、自主生産品の更なる売上アップを目指します。 ・自主生産品の販売を促進するため、区役所で合同販売会を開催するとともに、公共施設等で販売できるように調整を行います。 ・共同受注窓口のPRを強化し、自主生産品や軽作業の受注の拡大を図ります。 ・「障害者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、区が率先して区内障害者施設に作業等の発注をします。 						障害福祉課
【事業目標】区内障害者施設（就労継続支援B型）工賃平均月額						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
20,000円	20,500円	21,000円	21,500円	22,000円	22,500円	

多様な働き方への支援	担 当
「障害者就労支援フェア」の中で、就労継続支援事業者や就労移行支援事業者などと連携して「働き方講演会」を開催し、福祉的就労を含めた様々な働き方を紹介していきます。	障害福祉課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
就労継続支援	障害福祉計画（76、77ページ）

3 育成支援

(1) 乳幼児期の育成支援

【これまでの主な取組と成果】

- 心身の発達や集団生活の中でのコミュニケーション等に課題のある子どもの早期発見・早期支援につなげるために子ども家庭支援課が実施している5歳児健康診査事業では、就学前の段階で必要な支援につなげるため、必要に応じて発達検査実施、療育の紹介などを行っています。また、子育てセミナーを開催することで発達に関する理解を促し、子育てへの不安を解消できるように取り組みました。
- 発達障害について正しく理解が深まるよう、支援者向けにセミナーを実施しています。
- 子ども発達センターで実施している「主として重症心身障害児を通わせる通園事業」について、令和4（2022）年7月に新小岩分室を開設することで、重症心身障害児の支援体制を整えました。また、新小岩分室において、令和4（2022）年12月から居宅訪問型児童発達支援^{※49}を開始しました。
- 令和5（2023）年4月から、公立保育園3園で3人の医療的ケア児の受入れ体制を整えました。
- 令和5（2023）年10月、児童相談所が設置されました。住み慣れた身近な地域での相談や手続きが可能となり、ライフステージに合わせた、切れ目のない支援を提供します。
- 家庭、幼稚園、保育所、学校、療育機関^{※50}及び医療機関等の関係機関が連携して情報共有し、共通理解を図るための「連携ファイル」について利用を奨励し、より使いやすいするために、適宜書式の更新を行っています。
- 「地域療育システム検討会」にて、療育機関利用時に必要な情報等を整理し、ホームページに掲載・連携機関への周知を行い、保護者の理解がしやすいよう工夫をしました。

【今後取り組むべき課題】

障害のある子どもが地域の中で健やかに成長し、それぞれの個性を生かしながら主体性と自立性を身につけていくためには、保護者が抱える不安や悩みを受け止め適切な支援を行う相談支援体制を充実させるとともに、社会適応力の向上に向けて必要な支援を行う療育の場や幼稚園・保育所など日常生活を送る場における支援体制の充実が必要です。

^{※49} 重度の障害等により外出が難しいお子さんのために、保育士・心理療法士・理学療法士・看護師等が、定期的にご自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等について「あそび」を取り入れながら、発達を促す取組

^{※50} 発達に心配のある子どもへのグループ指導や個別指導等の支援を行うほか、相談ができる機関

本区においては障害のある子どもに対する相談支援体制について、年齢ごとに相談窓口が分かれている現状があり、ライフステージを通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、部署同士の連携の仕組みを整備していくことが必要です。

また、発達に課題のある乳幼児に対する子育て支援と連動した相談体制や、療育が必要な乳幼児を適切に専門機関につなげる支援体制が求められており、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。特に、発達障害への認知度が高まり、保護者からの相談希望が増加していることから、面談への待機期間が長くなっているため、適切なタイミングで相談につながるような体制を強化することが必要です。

さらに、幼稚園・保育所等において障害のある子どもの受入れが増えており、こうした子どもを集団の中で安全に受け入れるための仕組みづくりを検討していくことが必要です。

【 今後の方向性 】

相談支援体制の充実

- 子どもの育ちに対する課題を保護者が認識し始めた時期から就学期に至るいずれかの時期においても、保護者が抱える不安や悩みを受け止め、子どもと保護者が直面している課題と、将来についての見通しの双方に対応できるような支援体制の構築を目指して、相談支援体制を充実させます。
- 子どもと保護者に対して包括的な切れ目ない支援ができるよう、区の相談機関の連携の仕組みを整備するとともに、子どもを取り巻く各機関との、より一層の連携を図ります。
- 児童の相談支援事業所が少ないため、基幹相談支援センターの業務の中で、相談支援専門員の育成にも力を入れ、相談支援専門員が増えるよう働きかけます。
- 医療的ケア児等コーディネーターが少ない現状があるため、医療的ケア部会の中でコーディネーターの養成研修受講後の役割等を検討します。
- 療育が必要な乳幼児を早期に発見し、支援につなげていくための発達支援体制の整備を図ります。（詳細は重点的な取組へ）

障害のある子どもの生活を充実させるための支援

- 障害の有無にかかわらず、子どもが地域の中で成長し、各々の希望に応じた生活を送ることができるよう、日常生活を支える支援策を充実させます。
- 発達上の課題や障害のある子どもとその家族を適切に支援するため、多様な療育体制を検討します。

障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援

- 子どもが多くを時間を過ごす幼稚園・保育所等で安心して過ごすことができるよう、区の巡回訪問や保育所等訪問支援等の事業所が連携しながら支援します。
- 障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に対し運営面への補助を行い、安全な受入れを支援します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

早期の発達支援体制の整備	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・療育が必要な乳幼児が、早期に療育機関を利用することができるように、保健センターや医療機関等との連携を図ります。 ・保護者に対しては、発達の気になる段階から戸惑いや不安を受け止め、寄り添いながら支援を行います。 ・幼稚園・保育所を利用していない療育が必要な乳幼児及びその保護者については、適切に療育機関に結びつける体制の構築を検討します。 ・児童発達支援事業所と幼稚園・保育所、就学する学校との情報連携・支援内容の共有等により、発達に課題のある乳幼児が安心して集団生活を送ることができるように、関係機関が連携して支援します。 	障害者施設課 保健センター 子ども家庭支援課

療育機関の整備	担 当											
重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした療育機関について必要量に応じて整備を図ります。	障害福祉課											
【事業目標】療育機関の整備												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6 (2024)年度</th> <th>令和7 (2025)年度</th> <th>令和8 (2026)年度</th> <th>令和9 (2027)年度</th> <th>令和10 (2028)年度</th> <th>令和11 (2029)年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> <td>検討</td> </tr> </tbody> </table>		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	検討	検討	検討	検討	検討
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度							
検討	検討	検討	検討	検討	検討							

子ども発達センター事業						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども発達センターでは、ウェルピアかつしかの本園（児童発達支援センター）及び水元分室・堀切分室・新小岩分室（児童発達支援事業所）において、就学前までの知的障害のある子どもや発達の遅れが心配される子どもに対して児童発達支援を行います。 ・本園及び新小岩分室では、重症心身障害や医療的ケアを必要とする子ども、疾病や障害により運動機能に著しい遅れがある子どもの支援体制を整え、療育を行います。（1歳6か月～就学前） ・堀切分室・水元分室・新小岩分室では、日常生活動作は概ね自立しているが、発達上の課題がある子どもの支援を行い、自分でできることを増やし、集団に適應していく力を伸ばします。（3歳～就学前） ・本園では、職員が保育所や幼稚園を訪問し、実際の保育場面において集団参加等に関する直接的な支援や、保育所等の職員に児童のかかわり方や環境設定についてのアドバイス等の間接支援を行う「保育所等訪問支援事業」を行います。 ・新小岩分室では、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害の児童に対し、居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練をすることで、社会生活の幅が広がることを目指す「居宅訪問型児童発達支援事業」を行います。 ・本園及び水元分室・堀切分室・新小岩分室では、親子活動や相談支援を通して、障害のある子どもを育てる家族に対し、障害の特性に配慮し、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に、丁寧な「家族支援」を行います。また、専門性を生かして、関係機関との連携を深めながら、就学前のお子さんに対する支援を行います。 						障害者施設課
【事業目標】 子ども発達センター4施設の児童数（1日あたりの定員）						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
128人	128人	128人	128人	128人	128人	

障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等への支援	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターでは、幼稚園・保育所等への巡回訪問を継続的に実施することにより、施設職員に対して障害等に対応した療育上必要な助言・指導を行います。 ・子ども総合センター及び保育課では、施設職員に対する研修を実施します。 ・総合教育センターでは、就学に向けた支援を行います。 ・障害のある子どもが在籍する幼稚園・保育所等に、運営上の補助を行います。 	子育て施設支援課 保育課 子ども家庭支援課 総合教育センター 管理担当課

その他の取組

取組内容	担 当
療育施設利用乳幼児の保護者への負担軽減	障害福祉課 障害者施設課
児童発達支援事業所連絡会	障害者施設課
保育所等訪問支援事業所連絡会	障害者施設課
5歳児健康診査事業	子ども家庭支援課
就学前の子どもの発達相談	子ども家庭支援課
アイリスシート ^{※51} の活用（連携ファイル）	子ども家庭支援課
保育所における障害のある子どもの受入れの推進	子育て施設支援課 保育課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
児童発達支援	障害児福祉計画（95 ページ）
保育所等訪問支援	障害児福祉計画（99 ページ）
障害児入所支援	障害児福祉計画（100 ページ）
障害児相談支援	障害児福祉計画（101 ページ）

^{※51} お子さんが楽しい生活を送るために、保護者とお子さんの支援機関が協力して作成する連携シート。お子さんの得意なことや苦手なこと、配慮の方法などを引継ぐため、幼稚園や保育園、療育施設などが年に1回シートを作成する。

(2) 学齢期の育成支援

【 これまでの主な取組と成果 】

- 平成 28 (2016) 年度から、発達障害のある児童・生徒が必要な指導を受ける特別支援教室を、区内の全ての区立小学校に設置して、支援の充実を図りました。平成 29 (2017) 年度からは中学 1 年生を対象としたモデル事業を開始し、平成 30 (2018) 年度からは、中学校全学年で実施しました。
- より円滑な巡回指導を実施するため、特別支援教室の拠点校を小学校では 7 校から 11 校 (令和元 (2019) 年度) に、中学校では 2 校から 4 校 (平成 30 (2018) 年度) に増やしました。
- 児童・生徒の「個別の教育支援計画」、「個別指導計画」を充実させるとともに、家庭、学校、療育機関及び医療機関等の関係機関において情報の共有・共通理解を図るため、「連携ファイル」を活用し、支援内容を乳幼児期から学校卒業後まで引き継ぎました。
- 自閉症・情緒障害特別支援学級 (固定学級) を小・中学校各 2 校に設置し、在籍する自閉症・情緒障害の児童・生徒を対象として運営しています。
- 小・中学校における特別支援教育を推進するために、通常の学級に在籍する児童・生徒に対して指導を行う特別支援教育指導員を配置するとともに、公立幼稚園、小・中学校に助言指導を行う心理専門員、教員経験者等からなる専門家チームを派遣し、必要に応じて、学識経験者や都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター^{※52}を派遣しました。

【 今後取り組むべき課題 】

教育関係者に対して、障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導を行うことが求められており、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援がなされるよう、インクルーシブ教育システム^{※53}の推進に向けた教職員の資質の向上や、関係部署との連携などを視野に入れながら、体制の強化を図ることが必要です。

また、都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が地域の小・中学校と交流し、地域とのつながりを維持・継続するため、副籍制度^{※54}の推進・充実のための理解啓発を図っていくことが必要です。

公立学童保育クラブにおいて、毎年度一定数以上の障害のある子どもを受け入れていることに加え、障害の程度が重い子どもの受け入れが増えているため、引き続き集

^{※52} 保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整役としての役割を担うもの

^{※53} 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り、ともに教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、適切な指導及び必要な支援を行うもの

^{※54} 特別支援学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校 (地域指定校) に副次的な籍 (副籍) をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図る。

団生活の中で安全に受け入れるための、仕組・環境づくりを検討していくことが必要です。

私立学童保育クラブに対しては、運営する社会福祉法人等が障害のある子どもの受け入れをやすくするため、施設のバリアフリー化等の促進に向けて支援策を検討することが必要です。

【 今後の方向性 】

教職員の資質の向上

- ・特別支援教育に関する教員の専門性を向上させるために、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、研修の充実を図っていきます。

自閉症・情緒障害特別支援学級の運営

- ・自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の運営を行います。

交流及び共同学習の推進

- ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。
- ・区立小・中学校における副籍交流の充実を図るため、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる研修を実施します。

学童保育クラブにおける障害のある子どもの受け入れの推進

- ・公立学童保育クラブでは、障害のある子どもを引き続き安全に受け入れるための仕組づくりを検討します。
- ・私立学童保育クラブに対しては、障害のある子どもの受け入れに伴う人員配置や環境整備に要する経費を、運営する社会福祉法人等に引き続き補助します。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

特別支援教育に係る環境の整備						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・発達上の課題がある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で有意義な学校生活が送れるよう、特別支援教室の運営と指導の充実を図ります。 ・知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級及び通級指導学級（言語障害学級、弱視学級、難聴学級）の運営と指導の充実を図ります。 ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすことができるよう、交流及び共同学習の推進を図ります。 						総合教育センター 教育支援課 総合教育センター 管理担当課
【事業目標】 特別支援教室において特別な指導を受けた児童・生徒数 （上段：小学校、下段：中学校）						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
995人 281人	995人 281人	995人 281人	995人 281人	995人 281人	995人 281人	

配慮が必要な子どもへの適切な支援						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安心して学校で学ぶことができるよう、環境整備を行います。 ・配慮が必要な児童・生徒の一人一人の状況に応じて合理的な支援を検討し、環境の整備を行います。 						総合教育センター 管理担当課

特別支援教育における教員の専門性向上						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に関する専門性を高めるため、特別支援教育コーディネーター、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援学級の教員に対する研修を実施します。 ・障害特性の理解や、障害のある児童・生徒に配慮した学習環境の整備、指導方法の工夫を行うため、通常の学級の教員に対する研修を実施します。 						総合教育センター 教育支援課

学校施設のバリアフリー化推進						担 当
誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の整備を推進していくとともに、災害時の避難所としての役割・機能の充実を図っていくため、車いす使用者用トイレやエレベーターの設置、スロープによる段差の解消により学校施設のバリアフリー化を推進します。						学校施設担当課
【事業目標】 学校施設のバリアフリー化率						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
51.6%	53.1%	54.6%	56.1%	57.6%	59.1%	

その他の取組

取組内容	担 当
放課後等デイサービス事業所連絡会	障害者施設課
副籍制度の充実	総合教育センター管理担当課
学齢期版アイリスシートの活用（連携ファイル）	総合教育センター教育支援課
学童保育クラブにおける障害のある子どもの受け入れの推進	子育て政策課 放課後支援課

障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する関連事業

事業名	該当ページ
児童発達支援	障害児福祉計画（95 ページ）
放課後等デイサービス	障害児福祉計画（98 ページ）
保育所等訪問支援	障害児福祉計画（99 ページ）
障害児入所支援	障害児福祉計画（100 ページ）
障害児相談支援	障害児福祉計画（101 ページ）

4 地域で支えあうまちづくり

(1) 障害への理解と交流の促進

【これまでの主な取組と成果】

- 障害者差別解消法の制定を契機として障害を理由とする差別の解消推進に関する葛飾区職員対応要領を策定し、職員研修を実施しています。今後も職員研修を通して、障害を理由とする差別の解消を推進します。
- ヘルプカード^{※55}や普及啓発グッズの配布に加えて、令和5（2023）年度よりヘルプマーク^{※56}の配布を始めました。
- 区民向けに疾患別の講演会を開催し、疾病や障害への理解、普及・啓発を図りました。また、難病患者を取り巻く関係機関が、葛飾区の難病対策の推進に関する研修や情報交換を行い、保健、医療、福祉のネットワークを図るため、地域難病ネットワーク事業を実施しました。
- 「葛飾区手話及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の施策として、区民や各種団体、事業者を対象とした普及啓発講座を開催しました。講座では、条例施行時に作成した普及啓発リーフレットを資料として活用しました。

【今後取り組むべき課題】

障害者意向等調査では、地域で安心して暮らしていくために重要なこととして「障害や病気に対する理解の促進」を挙げた方が最も多く、障害のある方が地域住民などの周囲の方に対し、障害や病気に対する理解を求めていることがわかります。

また、障害や病気を理由として不当に差別を受けたと感じたことが「よくあった」と「たまにあった」を合わせた『あった』と回答した方が1割前後となっています。

障害のある方が地域住民などの周囲の方と交流しながら支えあって生活することができるよう、障害者差別解消の取組を進めるとともに、障害のある方を取り巻く周囲の方の障害への理解を促進させていくことが必要です。

障害者差別解消法の改正により、令和6（2024）年度から民間事業者に対して合理的配慮の提供が義務付けられることから、民間事業者に合理的配慮を周知するとともに、民間事業者が行える具体的な取組を検討していくことが必要です。

^{※55} 日常生活で困った時や災害時に周囲の人に手助けを求めるためのカード。このカードを提示することで、周囲の人に対して具体的な支援方法や緊急連絡先への連絡を求めることができる。

^{※56} 外見からはわからなくても配慮が必要であることを周囲の方に知ってもらい、援助を受けやすくするためのマーク

【 今後の方向性 】

理解の促進と交流の機会の提供

- ・葛飾区職員出前講座や障害者作品展、障害の理解促進につながる講演会及び映画上映会などを開催し、区民に対する普及・啓発に努めていきます。
- ・小学生と保護者を対象とした普及啓発講座や、福祉・ボランティア出前講座を活用した学校での手話体験、車いす体験等の体験講座、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の普及啓発などを通して、障害の理解促進に取り組みます。
- ・区内の就労支援事業所による出張販売の充実により、区民と障害のある方とのふれあいの場の拡大を図ります。
- ・障害者施設自主生産品販売所における自主生産品の販売を通して、障害のある方の活動への理解を深め、また、販売所が障害のある方もない方も相互に理解し合い、交流を深めることができる場となるよう支援します。
- ・地域の方々に精神障害福祉へのご理解をいただくため、今後も状況に応じた方法で講演会等の開催や、広報・Web 等での周知を進めていきます。

障害者差別解消の推進

- ・「障害者差別解消支援地域協議会」及び「差別解消部会」が中心となり、障害者差別に関する事例や相談事例等を収集し、区の相談窓口適切につなげます。
- ・「差別解消部会」に民間事業者に参加してもらい、障害者団体代表との意見交換を通じて、障害への理解を深めるとともに、民間事業者が合理的配慮の提供を進めていく足がかりとします。
- ・既に実施されている合理的配慮の事例を収集し共有を図ることにより、より多くの場面において合理的配慮の取組が行われるよう、広く区民・事業者に対する普及・啓発を行います。

移動等円滑化促進方針の推進

- ・令和6（2024）年度策定予定の移動等円滑化促進方針では、葛飾区全域における道路や施設整備などのハード面^{※57}のバリアフリー化だけではなく、ソフト面^{※58}についても、声掛けや助け合いなどの心のバリアフリーを推進していきます。

※57 施設や設備、機器、道具といった形ある要素のことを「ハード」と言う。

※58 人材や技術、意識、情報といった無形の要素のことを「ソフト」と言う。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

障害への理解と交流の促進	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、区民や各種団体、事業者向けに障害者理解を深めるための講座の実施や自主生産品の販売等を通して、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践されるようにします。 ・ 障害のある方が活躍できる場を提供していきます。 	障害福祉課 障害者施設課 保健予防課 保健センター

その他の取組

取組内容	担 当
障害者週間行事	障害者施設課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発	障害福祉課
精神保健講演会	保健予防課 保健センター
難病講演会	保健予防課 保健センター
ユニバーサルデザインの普及・啓発	全課

(2) 地域支援体制の整備

【 これまでの主な取組と成果 】

- 障害のある方を取り巻く関係団体と、積極的な交流・働きかけにより、連携・協力関係を構築してきました。
- 平成 24 (2012) 年度から、一人暮らしの障害のある方の見守りを行う「かつしかあんしんネットワーク事業」の対象者について、肢体不自由のある方に視覚障害のある方と聴覚障害のある方を加え、支援の幅を広げました。

【 今後取り組むべき課題 】

地域で生活する障害のある方の支援は、区の支援機関と障害のある方を取り巻く民生委員や地域の障害者関連団体等との連携・協力関係がなくては成り立ちません。互いに情報を発信し、共有していくことが必要です。

【 今後の方向性 】

地域の支援機関との連携体制の構築

- ・地域で生活する障害のある方を支援していくため、民生委員や地域の障害者関連団体等と、障害のある方の支援に関する情報交換の機会を創設するなど、連携・協力体制の構築について検討します。

【 施策に関する取組 】

主な取組

取組内容	担 当
社会福祉協議会との連携	福祉管理課
民生委員との連携	福祉管理課
かつしかあんしんネットワーク事業	高齢者支援課 障害福祉課
障害者団体との協力関係の推進	障害福祉課 保健予防課
葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会	保健予防課
難病対策地域協議会	保健予防課

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

【 これまでの主な取組と成果 】

- 高齢の方、車いすやベビーカーを利用する方等の通行者が多い駅周辺道路や幹線道路を対象に、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備しました。
- 整備計画に基づく公共サイン整備は令和元（2019）年度で完了し、公共サインのデザイン統一化等により視認性の向上、案内誘導機能の強化を図りました。
- ホームドア整備については、区補助金を活用し、令和5（2023）年度に JR 亀有駅と JR 金町駅にホームドアが設置されました。また、令和6（2024）年度には、JR 新小岩駅総武緩行線ホームにホームドアが設置される予定です。
- 移動等円滑化促進方針の策定については、令和4（2022）年度に基礎調査（バリアフリー現況調査、高齢者団体・障害者団体等へのヒアリング調査、アンケート調査等）を行い、令和5（2023）年度に学識経験者を始め、高齢者団体、障害者団体等で構成される協議会を発足し、移動等円滑化促進地区や生活関連施設・生活関連経路を選定した骨子をまとめました。引き続き、令和6（2024）年度の策定に向けて検討を進めます。

【 今後取り組むべき課題 】

誰もが住み慣れた地域の中でいきいきと暮らせるように、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくことが求められています。このため、ハード面では、葛飾区バリアフリー基本構想に基づく駅周辺のバリアフリー化を着実に進めていくとともに、ソフト面では、高齢者、障害のある方等の様々な心身の特性や考え方を理解し、全ての人々が理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」社会の実現のための、広報・啓発・教育活動などの取組を検討していくことも必要です。

また、安全で快適に通行できる道路空間を実現するため、無電柱化や自転車利用者の交通ルールの順守意識の向上に取り組むとともに、障害のある方が外出しやすい環境を整えるため、公園内施設のバリアフリー化や、障害の有無などにかかわらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を進めていくこと、建築物等のバリアフリー化を更に進めていくことなどが必要です。

【 今後の方向性 】

誰もが安全・快適に通行できる道路空間の実現

- ・葛飾区無電柱化推進計画に位置付けたチャレンジ路線や都市計画道路、駅周辺などの街づくりに伴う路線について、沿道住民や電線管理者等の理解を得ながら、検討、設計、用地取得、工事を順次推進します。
- ・自転車通行空間の整備や、交通ルール順守意識の向上に向けた教育・指導に取り組めます。

障害のある方が外出しやすい街づくりの推進

- 公園内の出入口、施設及びトイレなどのバリアフリー化や、障害の有無などにかかわらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の導入を進めていくこと、建築物等のバリアフリー化を進めていくことなどにより、障害のある方が外出しやすい環境の整備に取り組みます。
- 移動等円滑化促進方針の策定後（令和6（2024）年度策定予定）は、街づくり事業などの進捗に合わせて、地区別に重点整備地区を選定し、具体的なバリアフリー化を示すバリアフリー基本構想を作成し事業を進めていきます。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

放置自転車の撤去・誘導及び指導						担 当
車いすを利用する方や視覚に障害のある方等の通行の妨げとなる放置自転車に対し、指導や誘導、撤去等の実施や自転車利用者のマナーやモラルの向上を呼び掛けるキャンペーンを実施します。						交通政策課
【事業目標】 駅周辺放置自転車平均台数（年間）						
令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
700 台	650 台	600 台	550 台	500 台	450 台	

歩道勾配改善事業						担 当
高齢の方、車いすやベビーカーを利用する方等の通行者の多い駅周辺道路や幹線道路を対象に、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。						道路補修課
【事業目標】 歩道勾配改善工事（延べ 2.2km）						
令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
約 0.3km	約 0.3km	約 0.4 km	約 0.4 km	約 0.4 km	約 0.4 km	

公園内のバリアフリー化						担 当
公園内にバリアフリースイートを設置することで、障害のある方が外出しやすい環境を整えます。						公園課
【事業目標】 公園内バリアフリースイート設置箇所数（延べ 19 箇所）						
令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	
3 箇所	1 箇所	7 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所	

バリアフリー事業						担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区全域において、バリアフリーについての考え方を共有し、施設整備や改修に関するハード面と、心のバリアフリーに関するソフト面による取組の両面で、総合的なバリアフリー化の方針を示す移動等円滑化促進方針を策定します。 ・鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障害のある方、子育て中の方等が多く利用する施設が集まった地区を移動等円滑化促進地区として定め、施設や道路のバリアフリー化を優先的に推進していきます。 ・街づくり事業などの進捗に合わせて、促進地区の中から重点整備地区を選定し、具体的なバリアフリー化を示すバリアフリー基本構想を作成し、事業を進めていきます。 ・ホームドア整備については、鉄道各社の整備計画に基づき、東京都と連携しながら、その経費の一部を補助します。 						調整課
【事業目標】 移動等円滑化促進方針策定						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
策定	推進	推進	推進	推進	評価	
【事業目標】 バリアフリー基本構想策定						
令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	
—	検討	策定	推進	推進	推進	

その他の取組

取組内容	担 当
ユニバーサルデザインによる建物設計	施設管理課 営繕課
区有建築物のバリアフリー化改修	施設管理課 営繕課
自治町会会館のバリアフリー改修助成	地域振興課
地域コミュニティ施設におけるバリアフリー化	地域振興課
民間建築物バリアフリー化整備費助成	福祉管理課
無電柱化の推進	道路建設課

(4) 防災対策の充実

【 これまでの主な取組と成果 】

- 難病、小児慢性疾患、重度障害等により人工呼吸器を使用して在宅療養をしている方や家族の方で、希望する方に対して個別支援計画を作成し、災害時の準備を進めるとともに、停電時の電源対策に関する事業を開始しました。
- 視覚や聴覚等の障害により災害情報を把握することが困難な方に対して、電話やファクスで災害情報をお届けする災害情報発信システムの登録を進めてきました。また、令和2(2020)年度から防災行政無線の放送内容を音声や文字で確認できる葛飾区防災行政無線確認用スマートフォンアプリの配信を開始しました。
- 令和3(2021)年度の障害福祉サービス等報酬改定において、全ての障害福祉サービス等事業者にBCP(業務継続計画)^{※59}の策定が義務付けられたため、策定支援を行いました。

【 今後取り組むべき課題 】

障害者意向等調査では、災害時の不安について、身体・精神障害者、難病患者では「自宅で避難生活を続ける上での食料品などの生活必需品の確保」「薬を確保できるかどうか不安」が、知的障害者では「一人で避難できない」「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が、それぞれ上位2項目となっています。

一方で、災害への備えについて、「特に対策は取っていない」が身体障害者で3割以上、知的障害者で約3割、精神障害者で4割半ば、難病患者で3割半ばとなっており、日頃からの備えが十分に整っていない状況がうかがえます。

震災等の大規模災害が発生した場合、自らが災害に対応する自助や地域で助け合う共助の果たす役割が大きいといわれています。平常時から災害時を想定し、障害のある方や家族、地域の関係機関が準備していくことの必要性について、一層周知することが課題です。

また、一定の配慮が必要な方が利用する福祉避難所^{※60}の整備について、事業者との準備・調整や災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器使用者など医療依存度の高い在宅療養者の対応について対策を講じていくことが必要です。

災害時における障害のある方への具体的な支援について全庁的な対策として検討し、関係団体との連携についても強化を図る必要があります。

^{※59} 「Business Continuity Plan」の略で、災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画。重要な業務を継続し、早期復旧を図るための計画。

^{※60} 障害等により一般の避難所への避難が難しい方や特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設。

【 今後の方向性 】

福祉避難所等の支援の強化

- ・福祉避難所等の支援の強化を行います。（詳細は重点的な取組へ）

避難行動要支援者への対応の充実

- ・災害時における、一人で避難することが困難な障害のある方の安否確認や避難行動支援等について、地域住民等との連携を踏まえながら、具体的な対応方法を検討し、関係機関や地域で支援できる体制を整えます。合わせて、関係機関と連携しながら、個別避難計画^{※61}の作成を進め、充実させていきます。
- ・在宅人工呼吸器使用者については、個別支援計画を年1回程度見直し、更新をします。

医療依存度の高い在宅療養者や医療的ケア児の災害時支援の強化

- ・医療依存度の高い在宅療養者や医療的ケア児に対しては、災害時の支援体制の構築を検討します。

障害種別に応じた災害情報の伝達方法の充実

- ・発災時に視覚障害のある方や聴覚障害のある方へ災害情報を伝えるシステムの更なる周知を図ります。

災害時における医薬品や医療資材等の確保

- ・障害のある方や家族が、災害時に備えて医薬品や医療資器材を準備するよう、啓発を図ります。
- ・災害時に必要な医薬品や医療資器材等を備蓄するとともに、医薬品については区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの開設や運営を行い、医薬品卸売販売業者等からの医薬品等の供給体制を確保します。

障害福祉サービス等事業所への災害対応支援

- ・引き続き、障害福祉サービス等事業所に対して、BCP（業務継続計画）の策定支援や訓練支援などを行います。

^{※61} 高齢者や障害者など、災害時に一人で避難することが困難な方について、それぞれの状況に合わせて作成する個別の避難行動の計画。

【 施策に関する取組 】

重点的な取組

避難行動要支援者支援事業	担 当
避難行動要支援者名簿対象者及びかつしかあんしんネットの加入者を対象として、個別避難計画を作成することで、災害時の避難支援活動に役立てます。	障害福祉課

福祉施設におけるBCP（業務継続計画）の作成・運用支援	担 当
感染症や災害が発生した場合でも、福祉施設が継続的に障害福祉サービスを提供するためには、BCP（業務継続計画）の適切な運用が必要となることから、福祉施設が行うBCP（業務継続計画）の研修や訓練（シミュレーション）に対して支援します。	障害福祉課

福祉避難所等の支援の強化	担 当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に速やかに避難所を開設できるよう、民間事業者や地元自治町会等と協働して、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。 ・ 避難所に避難してきた障害のある方の障害特性（視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由等）に対応した避難生活ができるよう、福祉避難所の運営や自宅避難者に対する支援の強化を図ります。 	危機管理課 福祉管理課 障害福祉課 障害者施設課 保健予防課

その他の取組

取組内容	担 当
災害時要配慮者に対応した災害情報の提供	危機管理課
防災訓練への参加促進	危機管理課
家具転倒防止器具等設置補助事業	危機管理課
感震ブレーカー設置補助事業	危機管理課

第7期葛飾区障害福祉計画・ 第3期葛飾区障害児福祉計画

1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定する、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定する、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画です。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とし、国の基本指針に基づいて、本区における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について決めました。

(2) 国の基本指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に基づいて策定します。

基本指針では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する次の点について、令和8（2026）年度末における成果目標を設定することが求められています。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障害児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針に示されている基本的な考え方は、次のとおりです。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成する。

- ・ 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ・ 障害福祉人材の確保・定着
- ・ 障害者の社会参加を支える取組定着

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- ・ 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ・ 相談支援体制の充実・強化
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障害者等に対する支援
- ・ 協議会の活性化

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害児については、こども基本法において、全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される旨が規定されていることに加え、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ・ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・ 障害児相談支援の提供体制の確保

2 第7期葛飾区障害福祉計画

(1) 国の基本指針に基づく成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標値の設定】

目標値		設定の考え方
1	令和8(2026)年度末時点での地域移行者数	20人
2	令和8(2026)年度末の施設入所者数	308人

国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。令和4(2022)年度末施設入所者数(325人)の6%を地域生活へ移行

【国指針】令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行

国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。令和4(2022)年度末施設入所者数(325人)から5%を削減

【国指針】令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標値の設定】

基本指針の内容

- 令和8(2026)年度の精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8(2026)年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を設定する。
- 令和8(2026)年度の精神病床における早期退院率を設定する。入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

区の目標値

- 東京都が数値目標を設定します。区においては見込み量(86ページ参照)を設定します。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【 目標値の設定 】

基本指針の内容

- 令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8（2026）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

区の目標値

- 区では、令和4（2022）年度に、地域生活支援拠点を整備しました。その機能の充実のため、拠点事業者の拡充、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築に向けて検討を進めます。また、葛飾区障害者施策推進協議会で運用状況の検証及び検討を年1回以上行います。
- 令和8（2026）年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けて検討を進めます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

【 目標値の設定 】

目標値		設定の考え方
1	福祉施設から一般就労への移行者数	93人
	就労移行支援事業からの移行者数	83人
	就労継続支援A型事業 ^{※62} からの移行者数	3人
	就労継続支援B型事業からの移行者数	7人
2	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割
3	就労定着支援事業の利用者数	122人
4	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	2割5分

※62 現時点では一般就労が難しいものの、一定の支援があれば雇用契約を結んだ上で働くことができる方に対し、雇用契約の締結等による就労の機会の提供、生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。

⑤ 相談支援体制の充実・強化等

【 目標値の設定 】

基本指針の内容

- ・令和8（2026）年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

区の目標値

- ・区では、令和5（2023）年度に、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置しました。また相談支援事業者の人材育成支援や相談機関との連携強化を図るため、相談支援事業者が委員として在籍する相談支援部会や相談支援専門員のスキルアップのための研修会等を年間複数回開催します。
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の検討を進めます。

⑥ 障害福祉サービス等の質の向上

【 目標値の設定 】

基本指針の内容

- ・令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

区の目標値

- ・令和8（2026）年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用等により、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

(2) 自立支援給付事業

① 訪問系サービス

【 サービス内容 】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由などにより常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等の生活全般にわたる援助や、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	外出に著しい困難を有する視覚障害のある方に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、外出先での排せつや食事の介護等の必要な援助を行います。
行動援護	行動が困難で常に介護が必要な知的又は精神に障害のある方に対し、危険を回避するために必要な支援や外出の支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

サービス名	単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
居宅介護	実人数/月 (人)	見込み	448	426	406	475	480	484
		実績	457	468	471			
	延利用時間/月 (時間)	見込み	11,359	10,883	10,429	11,457	11,509	11,562
		実績	10,394	11,096	11,405			
重度訪問 介護	実人数/月 (人)	見込み	6	6	6	5	5	5
		実績	6	5	5			
	延利用時間/月 (時間)	見込み	1,016	1,016	1,016	962	962	962
		実績	575	962	962			
同行援護	実人数/月 (人)	見込み	159	163	167	167	168	170
		実績	138	135	166			
	延利用時間/月 (時間)	見込み	3,320	3,486	3,661	2,852	2,961	3,074
		実績	2,621	2,544	2,747			
行動援護	実人数/月 (人)	見込み	4	4	4	6	6	6
		実績	6	7	6			
	延利用時間/月 (時間)	見込み	27	27	27	106	106	106
		実績	99	113	106			
重度障害者等包括支援			重度訪問介護に含む					

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、居宅介護、行動援護については概ね見込みを上回って推移したものの、重度訪問介護、同行援護は概ね見込みを下回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

居宅介護及び同行援護については、直近の実績を反映の上、これまでの実績の平均的な伸びをもとに必要量を算出しました。重度訪問介護及び行動援護については、これまでの実績と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

障害のある方が住み慣れた地域で日常生活を安心して送るためには、サービスを提供する事業所との連携が必要であることから、民間事業所と連携して、円滑なサービス提供体制の整備に努めます。

また、介護保険や移動支援などの他のサービスとの調整を図りながら、適切なサービス提供に努めます。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

【 サービス内容 】

常に介護を必要とする方に対し、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	890	913	937	917	927	936
	実績	890	903	908			
延利用日数/月 (人日)	見込み	17,548	18,178	18,830	17,832	18,132	18,436
	実績	16,895	17,136	17,537			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを下回りましたが、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

直近の実績を反映の上、これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

現在の整備状況より、必要量は概ね確保できると見込んでいますが、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする障害のある方への対応は必要であることから、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方を受け入れる通所施設の拡充を引き続き検討します。

■障害者施策推進計画 27 ページ「障害者通所施設の整備支援」

イ 自立訓練（機能訓練）

【 サービス内容 】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。身体障害のある方を対象としたサービスです。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	23	23	23	20	20	20
	実績	20	16	20			
延利用日数/月 (人日)	見込み	152	152	152	111	111	111
	実績	117	104	111			

※ 令和5（2023）年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを下回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績から、令和5（2023）年度と同程度で推移するものと見込んで必要量を算出しました。

【 確保策 】

区立の自立訓練事業所において、必要量は確保できると見込んでいます。引き続き、質の高いサービスの提供に努めます。

ウ 自立訓練（生活訓練）

【 サービス内容 】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。知的障害又は精神障害のある方を対象としたサービスです。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	101	107	114	86 [56]	85 [58]	83 [57]
	実績	87	88	87			
延利用日数/ 月 (人日)	見込み	770	784	799	1,064 [761]	1,132 [829]	1,206 [903]
	実績	1,001	956	1,002			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

※ []内は精神障害のある方の内数です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、利用者数については見込みを下回って推移したものの、利用日数については見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

必要量は概ね確保できると見込んでいます。しかし、障害のある方の地域生活への移行を推進する中で、社会資源の充実が求められるサービスであるため、引き続きサービスを提供する事業所の確保に努めます。

工 就労移行支援

【 サービス内容 】

一般就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	189	207	229	204	204	204
	実績	170	191	204			
延利用日数/月 (人日)	見込み	2,605	2,813	3,045	3,336	3,336	3,336
	実績	2,715	2,688	3,336			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、利用者数については見込みを下回って推移したものの、利用日数については概ね見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績から、令和5(2023)年度と同程度で推移するものと見込んで必要量を算出しました。

【 確保策 】

就労に向けた訓練などの支援内容は事業所によって異なるため、利用者は、自身の特性に合った事業所に入所することが必要です。事業の特性として区内事業者だけでなく、近隣自治体の事業所の利用も考えられますので、区は、引き続き近隣自治体の事業所も含めて情報収集に努め、必要に応じて情報提供を行うことで、サービスの利用を希望する方が自身に適したサービスを利用できるように支援します。

才 就労継続支援A型

【 サービス内容 】

一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	92	91	90	96	95	94
	実績	99	97	97			
延利用日数/月 (人日)	見込み	1,443	1,403	1,366	1,824	1,887	1,955
	実績	1,662	1,718	1,764			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

事業の特性として区内事業者だけでなく、近隣自治体の事業所の利用も考えられますので、区は、引き続き近隣自治体の事業所も含めて情報収集に努め、必要に応じて情報提供を行うことで、サービスの利用を希望する方が自身の希望に合った事業所を見つけることができるように支援します。

カ 就労継続支援B型

【 サービス内容 】

一般企業等での就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	728	738	750	1,056	1,163	1,286
	実績	776	880	962			
延利用日数/月 (人日)	見込み	11,436	11,525	11,623	13,588	14,187	14,813
	実績	12,106	12,465	13,015			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

必要量は確保できると見込んでいます。区は、就労継続支援B型事業所に対し、工賃の向上に向けた支援内容を充実させ、利用者の就労意欲の向上を目指すとともに経済的な自立を支援します。

■障害者施策推進計画 44 ページ「障害者就労支援施設の工賃向上に向けた支援」

キ 就労定着支援

【 サービス内容 】

一般企業に就職した方に、一定期間、職場定着に向けた支援を行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	68	74	80	82	82	82
	実績	86	92	82			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、令和5(2023)年度と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

必要量は概ね確保できると見込んでいます。今後も引き続き、民間事業者と連携して、必要量の確保に努めます。

ク 療養介護

【 サービス内容 】

医療を必要とする方で常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活の世話をを行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	36	36	36	36	36	36
	実績	37	36	36			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス利用者数は、概ね見込みどおりに推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、令和5(2023)年度と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

引き続き、医療機関と連携・調整を図りながら、必要量の確保に努めます。

ケ 短期入所（ショートステイ）

【 サービス内容 】

介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	146	151	156	186	216	251
	実績	125	145	161			
延利用日数/月 (人日)	見込み	1,409	1,465	1,523	1,811	2,069	2,364
	実績	1,464	1,672	1,590			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス提供量は、利用者数については概ね見込みを下回ったものの、利用日数については見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

直近の実績を反映の上、これまでの実績の伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

介護者の高齢化等に伴い、短期入所へのニーズは高い状況にあるため、区は今後も引き続き、通所施設、グループホームなどの整備支援を行う際に、短期入所用の居室を合築して整備するように働きかけます。

▣障害者施策推進計画 28 ページ「短期入所先の確保」

③ 居住系サービス

ア 自立生活援助

【 サービス内容 】

施設入所支援又は共同生活援助を利用していた方が、自宅での生活に移行したとき、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上でのさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに助言等の援助を行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	2 [1]	2 [1]	2 [1]	5 [4]	5 [4]	5 [4]
	実績	5 [4]	6 [5]	5 [4]			

※ 令和5（2023）年度の実績値は、実績からの推計値です。

※ []内は精神障害のある方の内数です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、令和5（2023）年度と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

引き続き民間事業所と連携して、必要量の確保に努めます。

イ 共同生活援助（グループホーム）

【 サービス内容 】

共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	559 [145]	605 [167]	655 [192]	744 [226]	816 [259]	896 [297]
	実績	565 [148]	619 [172]	678 [197]			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

※ []内は精神障害のある方の内数です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを上回り、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

今後、施設入所者の地域移行を推進するためには、特に重度障害のある方に対応したグループホームを確保していく必要があるため、整備を行う社会福祉法人等に対して整備費の一部を助成することで、整備の促進を図ります。

■障害者施策推進計画 27 ページ「グループホームの拡充支援」

ウ 施設入所支援

【 サービス内容 】

施設に入所している方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	333	331	329	318	314	310
	実績	330	327	323			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを下回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、減少傾向で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

区は、施設入所者の地域移行を推進するために、利用者が一定の訓練期間を経て地域のグループホームでの生活に移行し、入れ替わりにまた新たな利用者が地域での生活に向けて訓練することができるよう、訓練期間終了後の入所者の住まいの場となる重度障害のある方に対応したグループホームの整備支援に取り組みます。

■障害者施策推進計画 27 ページ「グループホームの拡充支援」

④ 相談支援

ア 計画相談支援

【 サービス内容 】

障害のある方の心身の状況や環境、障害福祉サービスや地域相談支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	652	763	894	725	779	839
	実績	598	629	675			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを下回りましたが、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

必要量を確保するためには、引き続き相談支援事業所及び相談支援専門員の数を増やしていくことが必要です。

区は引き続き、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めるとともに、民間相談支援事業所への運営費の助成などにより相談支援事業所における利用計画の作成を支援します。

■障害者施策推進計画 20 ページ「相談支援事業所運営費等助成」

イ 地域移行支援、地域定着支援

【 サービス内容 】

サービス名	内 容
地域移行支援	施設に入所している方や精神科病院に入院している方に対し、住居の確保など地域生活へ移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている方との連絡体制を常に確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対し相談などを行います。

【 1か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

サービス名	単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
地域移行支援	実人数/月 (人)	見込み	8 [7]	8 [7]	9 [8]	6 [5]	6 [5]	6 [5]
		実績	4 [4]	7 [6]	6 [5]			
地域定着支援	実人数/月 (人)	見込み	4 [3]	4 [3]	4 [3]	2 [2]	2 [2]	2 [2]
		実績	2 [2]	1 [1]	2 [2]			

※ 令和5（2023）年度の実績値は、実績からの推計値です。

※ []内は精神障害のある方の内数です。

【 現状 】

第6期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを下回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、令和5（2023）年度と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

自宅やグループホームに円滑に移行できるように、利用者のアセスメントを行い、グループホームの見学や体験宿泊も含めた相談支援ができる地域移行及び地域定着化を支援します。

施設入所者の地域移行及び精神科病院からの退院を促進するため、グループホームの整備支援に取り組みます。

■障害者施策推進計画 27 ページ「グループホームの拡充支援」

また、入所施設を退所して地域生活へ移行する方を受け入れ、適切な支援を行うグループホームを運営している法人に対して、必要な経費の一部を補助することにより、重度障害のある方の地域生活への移行及び定着化を支援します。

■障害者施策推進計画 28 ページ「障害者地域生活移行・定着化支援費助成」

⑤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【 事業内容 】

精神障害のある方が住み慣れた地域で充実した生活を送ることができるよう、医療機関をはじめとする関係機関と連携・協議をする場として、精神保健福祉包括ケア推進協議会を設けています。

【 年間開催回数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催回数/年 (回)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

【 関係者の参加者数の見込み 】

単位	保健	医療 (精神科)	医療 (精神科 以外)	福祉	介護	当事者	家族	行政 機関	その他
人数 (人)	3	4	1	6	0	1	1	7	1

【 目標設定及び評価の実施回数の見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
開催回数/年 (回)	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、区が主体となり、区の地域特性を踏まえた上で、障害のある方が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を選択し、関係団体と連携しながらサービスを提供しています。

サービスの見込量については、これまでの実績や利用者のニーズを考慮して算出しました。

① 相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

【 サービス内容 】

障害のある方や家族などからの相談に対して、サービスの利用や通所施設の利用など、在宅生活に必要な情報の提供や助言を行います。

区の機関としては、障害福祉課、保健所、保健センター、子ども総合センターで相談支援事業を行うほか、精神障害に関しては地域活動支援センター3箇所でも実施します。

イ 協議会

【 サービス内容 】

区では、障害者総合支援法に定める協議会の機能を担うため、「障害者施策推進協議会」を設けています。

協議会では、定期的に障害福祉計画等の進捗状況を把握し、分析・評価の上、必要があると認めるときは、計画の見直しを行います。

この協議会は、「地域自立支援協議会」、「障害者差別解消支援地域協議会」及び「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を兼ねる会議体として位置付けており、専門的な内容を協議するために「障害者就労支援部会」「身体・知的障害者相談支援部会」「精神障害支援部会」「差別解消部会」「地域生活支援部会」「医療的ケア部会」の6つの部会を設けています。

② 成年後見制度利用支援事業

ア 区長による審判申立て

【 サービス内容 】

判断能力が不十分な知的又は精神に障害のある方で、親族による審判の申立てが困難な方について、区長が家庭裁判所に審判申立てを行います。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用件数/年 (件)	見込み	8	8	8	16	16	16
	実績	16	15	16			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

イ 成年後見制度の利用に要する費用の助成

【 サービス内容 】

障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害のある方で制度の利用に要する費用について助成を受けなければ利用が困難であると認められる方に対し、成年後見制度の審判申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や後見人等の報酬の一部を助成します。

③ 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

【 サービス内容 】

サービス名	内 容
手話通訳者派遣事業	聴覚に障害のある方と健聴者との意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	手話の習得が困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーション手段として、要約筆記者を派遣します。

【 年間登録者数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
登録者数/年 (人)	見込み	340	345	350	327	327	327
	実績	324	332	327			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

イ 手話通訳者設置事業

【 サービス内容 】

区では、障害福祉課に手話通訳者を2人、手話相談員を1人配置しています。今後も、この体制を継続します。

④ 日常生活用具給付等事業

【 サービス内容 】

障害のある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を支給することにより、日常生活の便宜を図ります。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

サービス名	単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
介護・訓練 支援用具	利用件数/ 年 (件)	見込み	22	22	22	26	26	26
		実績	25	24	26			
自立生活 支援用具	利用件数/ 年 (件)	見込み	87	87	87	62	62	62
		実績	58	62	62			
在宅療養等 支援用具	利用件数/ 年 (件)	見込み	68	70	72	87	97	108
		実績	53	66	78			
情報・ 意思疎通 支援用具	利用件数/ 年 (件)	見込み	153	160	167	115	115	115
		実績	123	97	115			
排泄管理 支援用具	利用件数/ 年 (件)	見込み	8,280	8,280	8,280	8,217	8,217	8,217
		実績	8,009	8,314	8,217			
居宅生活動 作補助用具 (住宅改修)	利用件数/ 年 (件)	見込み	9	9	9	10	10	10
		実績	10	5	10			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

⑤ 移動支援事業

【 サービス内容 】

外出することが困難な障害のある方に対し、移動を支援することで、自立と社会活動への参加を促進します。

【 1か月あたりの利用者数及び利用量の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	500	500	500	491	491	491
	実績	412	481	491			
延利用時間数/ 月（時間）	見込み	5,385	5,385	5,385	6,328	6,328	6,328
	実績	4,236	5,071	6,328			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

⑥ 地域活動支援センター事業

【 サービス内容 】

地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図ることで、障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支援します。また、就労のための社会適応訓練を行う事業所もあります。

【 1か月あたりの利用者数及び実施箇所数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	1,734	1,734	1,734	1,218	1,218	1,218
	実績	869	1,050	875			
実施箇所数 (箇所)	見込み	5	5	5	5	5	5
	実績	5	5	4			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。(建て替えに伴い1箇所休止中)

⑦ その他の事業

ア 訪問入浴サービス

【 サービス内容 】

家庭での入浴が困難な重度障害のある方に対して、入浴車を派遣し入浴サービスを行うことで、衛生的・健康的な生活の維持を支援します。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用件数/年 (件)	見込み	1,894	1,894	1,894	1,999	1,999	1,999
	実績	1,668	1,679	1,674			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

イ 自動車運転免許取得費助成

【 サービス内容 】

自動車運転免許の取得に要する費用を助成することにより、身体に障害のある方等の日常生活における利便性の向上及び生活圏の拡大を図ります。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用件数/年 (件)	見込み	7	7	7	6	6	6
	実績	8	4	6			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

ウ 自動車改造費助成

【 サービス内容 】

身体に重度障害のある方が就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車について、その自動車の改造に要する経費を助成することで、障害のある方の社会参加を促進します。

【 年間利用件数の実績と見込み 】

単位		第6期計画（実績）			第7期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
利用件数/年 (件)	見込み	5	5	5	3	3	3
	実績	3	1	3			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

3 第3期葛飾区障害児福祉計画

(1) 国の基本指針に基づく成果目標

障害児支援の提供体制の整備等

【目標値の設定】

目標値		設定の考え方
1	児童発達支援センターの設置数	3箇所 <p>本区では、自治体としての規模と療育の現状を踏まえ、児童発達支援センターの必要数は3箇所と考えており、3箇所設置しています。</p> <p>【国指針】 令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。</p>
2	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築 <p>国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。</p> <p>【国指針】 令和8(2026)年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p>
3	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所を6箇所以上 <p>重症心身障害のある子どもを主な対象とした事業所については、近隣自治体と連携してサービスの利用を希望する方のニーズに応えていくことを想定し、事業所の種別を限定しない目標設定としました。区内では6事業所が実施しています。</p> <p>【国指針】 令和8(2026)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。</p>
4	医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	協議の場の設置及びコーディネーターの配置 <p>国の基本指針に基づき、区の目標値を設定しました。区では令和4(2022)年度に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しました。また、令和5(2023)年度に基幹相談支援センターを設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しました。</p> <p>【国指針】 令和8(2026)年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>

(2) 障害児支援給付事業

① 児童発達支援

ア 児童発達支援

【 サービス内容 】

未就学の発達に課題のある子どもや障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第2期計画（実績）			第3期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	648	648	648	822	822	822
	実績	686	796	822			
延利用日数/月 (人日)	見込み	3,656	3,656	3,656	4,794	4,794	4,794
	実績	3,949	4,488	4,794			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第2期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

直近の実績を反映の上、これまでの実績の伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

区立及び民間事業所がサービスを提供し、必要量は確保できると見込んでいます。

イ 医療型児童発達支援

【 サービス内容 】

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

【 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第2期計画（実績）			第3期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	5	5	5	2	2	2
	実績	2	3	2			
延利用日数/月 (人日)	見込み	48	48	48	16	16	16
	実績	21	15	16			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第2期計画期間中におけるサービス提供量は、見込みを下回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、令和5(2023)年度と同程度で推移するものと見込みました。

【 確保策 】

現在、区内にサービスを提供する事業所がないため、利用者は全員が区外の事業所を利用している状況です。

区は、引き続き近隣自治体の事業所について広く情報を収集してサービスの利用を希望する方に提供し、サービスの利用を支援します。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

【 サービス内容 】

外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第2期計画（実績）			第3期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	1	3	5	2	3	4
	実績	1	2	1			
延利用日数/月 (人日)	見込み	10	18	26	6	7	8
	実績	4	5	5			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第2期計画期間中におけるサービス提供量は見込みを下回って推移しました。区内では令和4(2022)年7月に開設した子ども発達センター新小岩分室において事業を実施しています。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

区施設において事業を継続し、新規利用希望児童の受け入れを行うとともに、近隣自治体の事業所の情報を提供し、サービスの利用を支援します。

② 放課後等デイサービス

【 サービス内容 】

就学している子どもに、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の支援を行います。

【 1 か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第2期計画（実績）			第3期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	691	714	738	797	797	797
	実績	683	728	797			
延利用日数/月 (人日)	見込み	7,641	7,771	7,903	8,371	8,371	8,371
	実績	7,603	8,002	8,371			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第2期計画期間中におけるサービス提供量は、増加傾向で推移しました。
重度障害に対応した事業所の確保が課題となっています。

【 サービス必要量の考え方 】

直近の実績を反映の上、これまでの実績をもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

事業所間の支援内容や支援の質に差が大きいことが課題になっており、区では、放課後等デイサービス事業所連絡会を開催して、事業所同士のつながりを作るとともに、支援の質の向上に向けて取り組んでいます。

重度障害に対応した事業所を増やしていく必要があるため、民間事業所と連携して、サービスの提供体制を整備していきます。

■障害者施策推進計画 53 ページ「放課後等デイサービス事業所連絡会」

③ 保育所等訪問支援

【 サービス内容 】

障害のある子どもの通う保育所等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【 1か月あたりの利用者数・利用量の実績と見込み 】

単位		第2期計画（実績）			第3期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	24	24	34	32	37	44
	実績	27	23	27			
延利用日数/月 (人日)	見込み	24	24	34	47	59	73
	実績	24	30	38			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第2期計画期間中におけるサービス提供量は、概ね見込みを上回って推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

区内事業所のほか近隣自治体の事業所の情報を提供しサービスの利用を支援します。

④ 障害児入所支援

【 サービス内容 】

障害児入所施設に入所している子ども又は指定医療機関に入院している障害のある子どもに対して保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うとともに、重症心身障害のある子どもに対して治療を行います。

【 1 か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

サービス名	単位		第2期計画（実績）			第3期計画（必要量の見込み）		
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
障害児入所 支援 (福祉型)	実人数/月 (人)	見込み	—	—	—	6	6	6
		実績	—	—	6			
障害児入所 支援 (医療型)	実人数/月 (人)	見込み	—	—	—	4	4	4
		実績	—	—	4			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

東京都がサービスの支給を決定し、児童相談所において入所する子どもの支援を行っていましたが、令和5(2023)年10月に児童相談所が開設したことにより、区へ移管されました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績をもとに、必要量を算出しました。

⑤ 障害児相談支援

【 サービス内容 】

子どもの心身の状況や環境、障害児通所支援の利用の意向等を勘案して、支給決定及び支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、支給決定後の一定期間ごとに障害児通所支援の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

【 1 か月あたりの利用者数の実績と見込み 】

単位		第2期計画（実績）			第3期計画（必要量の見込み）		
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
実人数/月 (人)	見込み	109	115	121	130	140	150
	実績	104	113	121			

※ 令和5(2023)年度の実績値は、実績からの推計値です。

【 現状 】

第2期計画期間中におけるサービス利用者数は、見込みを下回ったものの、増加傾向で推移しました。

【 サービス必要量の考え方 】

これまでの実績の平均的な伸びをもとに、必要量を算出しました。

【 確保策 】

今後、利用者数の増加が見込まれ、必要量を確保するためには、引き続き相談支援事業所及び相談支援専門員の数を増やしていくことが必要です。

また、障害のある子どもの家族等が作成するセルフプランによるサービスの利用者が多いことや療育ニーズが高まっていることから区は引き続き、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めるとともに、民間相談支援事業所への運営費の助成などにより相談支援事業所における利用計画の作成を支援することで必要量の確保に努めます。

■障害者施策推進計画 20 ページ「相談支援事業所運営費等助成」

資料編

資料 1 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所属団体名又は職名
委員長 (1人)		綿 祐二	日本福祉大学
委 員	障害者団体を 代表する者 (8人)	小宮 康司	葛飾区聴力障害者協会
		根本 文夫	葛飾区手をつなぐ親の会
		宮崎 千枝子	葛飾特別支援学校PTA
		住谷 道子	葛飾区肢体不自由児者父母の会
		小関 盛通	葛飾区地域腎友会
		佐藤 英明	高次しょうぶ
		滝口 薫	葛飾パーキンソン病友の会 げんき会
		三木 明子	葛飾区重症心身障害(児)者を守る会
	関係施設・団体を 代表する者 (14人)	長田 うめ子	かがやけ福祉会
		小堀 あゆみ	のぞみ発達クリニック
		奥村 亜矢子	アムネかつしか
		吉永 洋子	むう
		中田 久	葛飾区民生委員児童委員協議会
		信太 憲太郎	葛飾区社会福祉協議会
		(副委員長) 三尾 仁	葛飾区医師会
		小野寺 信明	墨田公共職業安定所
		吉田 博	葛飾区介護サービス事業者協議会
		桐ヶ谷 孝	よつぎ療育園
		野村 千秋	葛飾区歯科医師会
	野口 尊司	連合葛飾地区協議会	
	下山 利博	かつしかVネット	
	大久保 智紀	東京都社会保険労務士会葛飾支部	
	公募区民 (2人)	小網 有世	公募区民
林 勝則		公募区民	
区職員 (7人)	吉本 浩章	葛飾区政策経営部長	
	新井 洋之	葛飾区福祉部長	
	清古 愛弓	葛飾区健康部長	
	鈴木 雄祐	葛飾区子育て支援部長	
	横山 雄司	葛飾区児童相談部長	
	吉田 眞	葛飾区都市整備部長	
	中島 俊一	葛飾区教育委員会事務局教育次長	

資料2 計画の策定過程

(1) 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会議題（主なもの）

	開催年月日	議題
1	令和5（2023）年7月5日	<ul style="list-style-type: none"> 次期葛飾区障害者施策推進計画の策定について 葛飾区障害者意向等調査結果について 障害者団体等アンケート結果について
2	9月25日	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区障害者施策推進計画骨子（案）について 第7期葛飾区障害福祉計画及び第3期葛飾区障害児福祉計画について
3	11月20日	<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区障害者施策推進計画（素案）、第7期葛飾区障害福祉計画（素案）及び第3期葛飾区障害児福祉計画（素案）について パブリックコメントの実施について
4	令和6（2024）年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの実施結果について 葛飾区障害者施策推進計画（案）、第7期葛飾区障害福祉計画（案）及び第3期葛飾区障害児福祉計画（案）について

(2) 区民意見提出手続（パブリックコメント）

【閲覧、意見募集期間】 令和5（2023）年12月11日 ～令和6（2024）年1月9日	【閲覧場所】 区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、図書館、地区図書館、男女平等推進センター、福祉管理課、くらしのまるごと相談課、福祉総合窓口、高齢者総合相談センター、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、健康プラザかつしか（保健センター）、児童相談所 ※区ホームページにも掲載しました。
---	---

(3) 子どもへの意見聴取

区立小・中学校を通じて、児童・生徒にパブリックコメント手続を案内し、意見聴取等を行った。

資料3 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 1 月 4 日
16 葛福福第 617 号
区 長 決 裁

(設置)

第1条 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等に対する施策を総合的かつ効率的に推進する計画を策定するため、葛飾区障害者施策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者施策推進計画について審議すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画について審議すること。
- (3) その他障害者施策推進計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害者施策推進計画等」という。）の策定上必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------|--------|
| (1) 学識経験者 | 1 人 |
| (2) 障害者団体を代表する者 | 8 人以内 |
| (3) 関係施設・団体を代表する者 | 14 人以内 |
| (4) 公募区民 | 3 人以内 |
| (5) 区職員 | 7 人以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者施策推進計画等を策定する日までの間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）において会長を務める学識経験者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、協議会において副会長を務める医療関係者とする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、及び意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庁内検討会)

第8条 委員会の効率的な運営を図るため、関係各課による庁内検討会を設置する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月4日から施行し、同年10月1日から適用する。

資料 4 葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会設置要領

平成 17 年 1 月 13 日
16 葛福福第 732 号
福 社 部 長 決 裁

(設置)

第 1 条 葛飾区障害者施策推進計画策定委員会設置要綱(平成 17 年 1 月 4 日付 16 葛福福第 617 号 区長決裁。以下「要綱」という。)第 8 条の規定に基づき、葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、要綱第 2 条各号に規定する事項につき、必要な調整、検討を行う。

(構成)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

第 4 条 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、福祉部長とする。

3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、健康部長とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 検討会は、会長が招集する。

(会員以外の者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、及び意見を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会の設置)

第 7 条 検討会の効率的な運営を図るため、関係各課による分科会を設置することができる。

(庶務)

第 8 条 検討会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 17 年 1 月 13 日から施行し、平成 16 年 12 月 22 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 17 年 4 月 11 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要領は、平成 18 年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成 23 年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年5月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月 25 日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和5年 10 月5日から施行し、同年 10 月1日から適用する。

別表（第3条関係）

葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会

福祉部長	会 長
健康部長	副会長
政策経営部政策企画課長	
施設部施設管理課長	
福祉部福祉管理課長	
// 暮らしのまるごと相談課長	
// 障害福祉課長	
// 障害援護担当課長	
// 障害者施設課長	
健康部地域保健課長	
// 保健予防課長	
子育て支援部子育て政策課長	
// 子育て施設支援課長	
// 保育課長	
児童相談部児童相談課長	
// 子ども家庭支援課長	
都市整備部調整課長	
教育委員会事務局学校教育支援担当課長	
// 生涯スポーツ課長	

資料5 葛飾区障害者施策推進計画庁内検討会会員名簿

職 名	氏 名	備 考
福祉部長	新井 洋之	会 長
健康部長	清古 愛弓	副会長
政策経営部政策企画課長	今関 政治	
施設部施設管理課長	忠 宏彰	
福祉部福祉管理課長	羽鳥 秀明	
福祉部くらしのまるごと相談課長	吉田 峰子	
福祉部障害福祉課長（福祉部障害援護担当課長兼務）	川上 鉄夫	
福祉部障害者施設課長	山岸 健司	
健康部地域保健課長	南部 剛	
健康部保健予防課長	五十嵐 葉子	
子育て支援部子育て政策課長	土屋 文彦	
子育て支援部子育て施設支援課長	金保 洋一郎	
子育て支援部保育課長	中安 祥之	
児童相談部児童相談課長	森 孝行	
児童相談部子ども家庭支援課長	富里 友季子	
都市整備部調整課長	石合 一成	
教育委員会事務局学校教育支援担当課長	大川 千草	
教育委員会事務局生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	

資料6 障害者意向等調査

障害者意向等調査は、障害者施策推進計画等を策定するに当たり、区内在住の障害のある方の日常生活や保健福祉サービスなどに関する要望・意見を把握し、区における総合的、効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

【 調査対象者及び対象者数 】

区内に住所がある、身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者、特定医療費（指定難病）受給者証の所持者から無作為に抽出し、対象としました。

障害の種類	対象	対象者数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	身体障害者手帳所持者	1,400人	899	64.2%
知的障害者	愛の手帳所持者	350人	220	62.9%
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者	1,000人	542	54.2%
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証の所持者	300人	186	62.0%

【 調査期間 】

令和4（2022）年8月1日（月）～8月23日（火）

【 調査方法 】

郵送配付・郵送回収

資料7 障害者団体等アンケート

障害者団体等アンケートは、障害者意向等調査に加えて区内の障害者団体及び放課後等デイサービス運営事業所にアンケートを行うことにより、区における効果的な障害者施策を構築するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

また、計画策定に当たっては、計画の対象となる子どもから意見聴取することとし、障害特性等により直接子どもの意見表明が難しいことから、障害者団体等アンケートにおいて、障害のある方やそのご家族の意見を伺いました。

(1) 障害者団体アンケート

【 アンケート対象団体 】(8団体)

- ① 特定非営利活動法人葛飾区聴力障害者協会
- ② 葛飾区手をつなぐ親の会
- ③ 葛飾区肢体不自由児者父母の会
- ④ 葛飾区地域腎友会
- ⑤ 特定非営利活動法人高次しょうぶ
- ⑥ 葛飾・江戸川四校連絡会

(東京都立葛飾特別支援学校PTA、東京都立水元特別支援学校PTA、
東京都立鹿本学園PTA、東京都立水元小合学園PTA)

- ⑦ 葛飾区重症心身障害児(者)を守る会
- ⑧ 葛飾区パーキンソン病友の会(げんき会)

【 アンケート期間 】

令和4(2022)年8月5日(金)～9月16日(金)

【 アンケート内容 】

- ① 日常生活や社会参加をする上で困っていることについて
- ② 将来、不安に感じていることについて
- ③ 区の福祉サービスや支援に対して要望することについて
- ④ 災害時における避難等の援護について
- ⑤ 障害や病気を理由として不当に差別を受けたと感じたことについて
- ⑥ 日常生活や社会生活を送る上で、生活しづらい原因を取り除いてもらったと感じたことについて
- ⑦ その他区の施策に対して要望することについて

(2) 放課後等デイサービス運営事業所アンケート

【 アンケート対象事業所 】

放課後等デイサービス運営事業所（38 事業所）

【 アンケート期間 】

令和4（2022）年8月8日（月）～9月2日（金）

【 アンケート内容 】

発達障害のある方やそのご家族等から寄せられる下記について

- ① 日常生活や社会参加をする上で困っていること
- ② 将来、不安に感じていること
- ③ 区の福祉サービスや支援に対して要望すること
- ④ 災害時における避難等の援護について
- ⑤ 障害や病気を理由として不当に差別を受けたと感じたこと
- ⑥ 日常生活や社会生活を送る上で、生活しづらい原因を取り除いてもらったと感じたこと
- ⑦ その他区の施策に対して要望すること

【 質問とご意見の要旨 】

障害者団体等アンケートでいただいたご意見を障害者施策推進計画に反映しました。

質 問	回答・ご意見の要旨
①日常生活や社会参加をする上で困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で外出できない、公共交通機関の利用が難しい。 ⇒施策1-(4) 生活支援 ・エレベーターがない場所やスペースの問題で、車いすでの移動や施設利用が難しい。 ⇒施策4-(3) ユニバーサルデザインのまちづくり ・地域の子どもの交流が難しい。 ・コミュニケーションがうまくとれず孤立する。誤解されやすく理解してもらえない ⇒施策3 育成支援 ・他害行動や突発的な行動を制止できない。様々な場面で我慢ができない。待つことができない。 ⇒施策3 育成支援
②将来、不安に感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・学校卒業後の進路や収入面で自立していけるか不安。 ⇒施策1-(4)生活支援、施策2 就労支援 ・自立できるかなど、将来の話をどこに相談してよいのか分からない。 ⇒施策1-(1) 相談体制の充実 ・親亡き後、一人で生きていけるか不安。 ⇒施策1-(1)相談体制の充実、(3)社会資源の充実、(4)生活支援、(7)権利擁護 ・重症心身障害児者や医療的ケアに対応した通所・入所施設の不足。 ⇒施策1-(3) 社会資源の充実

資料編

質 問	回答・ご意見の要旨
③区の福祉サービスや支援に対して要望すること	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉サービスの申請手続きが大変で分からないことも多い。 • 様々なサービスや支援が連携してほしい。 • 気軽に相談できる窓口がほしい。 ⇒施策1-(1) 相談体制の充実 • 医療的ケアのある緊急一時保護施設・短所入所施設を作ってほしい。 • ヘルパーの増員と質の向上をお願いしたい。 ⇒施策1-(3) 社会資源の充実、(5)介護者支援
④災害時における避難等の援護について	<ul style="list-style-type: none"> • どの避難所にスムーズに行けるのか分からない。福祉避難所がどこに設置されるのか明確にほしい。 • 避難所に目で見て分かる情報体制を整備してほしい（コミュニケーションボード・筆談器の設置・手話通訳者・字幕付きTVモニター・受付に掲示板など）。 • 災害時に普段利用している施設で暮らせるようにしてほしい。 • 当事者が混乱を起こしにくい方法での避難や避難生活について検討してほしい。 ⇒施策4-(4) 防災対策の充実 • 地域の人に助けてもらえるように自治会と連携してほしい。 ⇒施策4-(2) 地域支援体制の整備
⑤障害や病気を理由として不当に差別を受けたと感じたこと	<ul style="list-style-type: none"> • お店への入店やサービス利用、講座への参加を断られたことがある。 • 障害を理由に嫌がらせされたり、罵声を浴びせられたりした。 • 学校で障害に対する理解がなく、本人が怠けているように思われてしまうことがある。 ⇒施策3-(2) 学齢期の育成支援、施策4-(1) 障害への理解と交流の促進
⑥日常生活や社会生活を送る上で、生活しづらい原因を取り除いてもらったと感じたこと	<ul style="list-style-type: none"> • 補装具費や日常生活用具費、住宅設備改善費の支給や車いすの貸し出し事業があること。 ⇒施策1-(4) 生活支援 • 特別支援学級や放課後等デイサービスで、不安を聞いてくれて支援方法を教えていただいたこと。 • 通所先で親が相談できることやアドバイスをもらえること。 ⇒施策1-(1) 相談体制の充実、施策3 育成支援 • 障害を理解してくれる方が増えていること。 ⇒施策4-(1) 障害への理解と交流の促進
⑦その他、区の施策に対して要望すること	<ul style="list-style-type: none"> • 小さい頃から将来のことまで相談できる場所がほしい。 ⇒施策1-(1) 相談体制の充実 • 公園のトイレの段差をなくしてほしい。バリアフリートイレを設置してほしい。 ⇒施策4-(3) ユニバーサルデザインのまちづくり • 障害者が生活するために必要な環境の整備や障害への理解啓発を進めてほしい。 ⇒施策4 地域で支えあうまちづくり • 学校では個性に応じて対応してほしい。 ⇒施策3-(2) 学齢期の育成支援

資料 8 葛飾区障害福祉サービス等事業所一覧

(令和 6 (2024) 年 1 月 1 日現在)

障害福祉サービス事業所（日中活動系サービス）等

生活介護

名 称	定員	運営法人	名 称	定員	運営法人
アレーズ秋桜生活介護サービス	20	(福)永春会	生活介護事業所アンジュ	20	(福)原町成年寮
奥戸福祉館	35	(福)原町成年寮	生活介護事業所シャングリラ	40	(福)原町成年寮
かがやけ共同作業所	55	(福)かがやけ福祉会	高砂福祉館	25	(福)東京都手をつなぐ育成会
葛飾区障害者生活介護事業所	60	葛飾区	東京都立東大和療育センター 分園 よつぎ療育園	20	東京都((福)全国重症心身障 害児(者)を守る会)
葛飾しょうぶ園	15	(福)手をつなぐ福祉会	ナーシングルーム ぼのぼの	5	(株)ウッディ
鎌倉福祉館	20	(福)東京都手をつなぐ育成会	西水元福祉館	40	(福)東京都手をつなぐ育成会
Craft	10	(福)原町成年寮	はつね立石	10	(同)ユーマ・ミュージズ
こずもす	20	(特非)むう	パラシょうぶ	60	(福)手をつなぐ福祉会
シャイン	30	(福)原町成年寮	東堀切くすのき園	50	(福)武蔵野会
障がい者生活介護事業所 スプラウト柴又	30	(福)アストリー	水元そよかぜ園	51	(福)手をつなぐ福祉会
白鳥福祉館	30	(福)武蔵野会	やすらぎリバーシティ	50	(福)章佑会

宿泊型自立訓練

名 称	定員	運営法人
葛飾通勤寮	35	(福)原町成年寮

自立訓練(機能訓練)

名 称	定員	運営法人
葛飾区自立訓練事業所	10	葛飾区

自立訓練(生活訓練)

名 称	定員	運営法人
葛飾区自立訓練事業所	6	葛飾区
就労支援施設すずかぜ・新宿	6	(特非)めぐみの
シード	15	(福)原町成年寮

名 称	定員	運営法人
生活訓練センター そう	20	(特非)SIEN
パラシょうぶ	6	(福)手をつなぐ福祉会

就労移行支援

名称	定員	運営法人
あさひ	6	(株)ビジネスパートナーズ
Cocorport 新小岩駅前 Office	20	(株)ココルポート
就労支援施設ピオラ	6	(福)アムネかつしか
しょうぶエバンズ	12	(福)手をつなぐ福祉会

名称	定員	運営法人
テイクハート青戸	20	(一社)テイクハート
テイクハート金町	20	(一社)テイクハート
東京都葛飾福祉工場	6	(福)東京コロニー
フォレスト	20	(福)原町成年寮

就労継続支援A型

名称	定員	運営法人
アップドラフト	20	UpDraft(同)
東京都葛飾福祉工場	40	(福)東京コロニー

名称	定員	運営法人
ファーストプランニング	20	(同)1st-planning

就労継続支援B型

名称	定員	運営法人
青戸しょうぶ	40	(福)手をつなぐ福祉会
あさひ	20	(株)ビジネスパートナーズ
あすなろの家	20	(福)アムネかつしか
奥戸福祉館	25	(福)原町成年寮
かがやき夢工場	33	かがやき(株)
かがやけ第2共同作業所	60	(福)かがやけ福祉会
葛飾しょうぶ園	45	(福)手をつなぐ福祉会
叶夢	20	フューチャーダイアリー(株)
きね川福祉作業所	46	(福)武蔵野会
Craft	30	(福)原町成年寮
グリーンカフェ	20	(一社)ライフステップ
さくらハウス	20	(福)アムネかつしか
シャイン	10	(福)原町成年寮
就労支援施設すずかぜ・新宿	20	(特非)めぐみの
就労支援施設ピオラ	20	(福)アムネかつしか

名称	定員	運営法人
就労支援センター ファンタジア	50	(特非)おおぞら会
しょうぶエバンズ	46	(福)手をつなぐ福祉会
白鳥福祉館	15	(福)武蔵野会
第2あすなろの家	20	(福)アムネかつしか
高砂福祉館	20	(福)東京都手をつなぐ育成会
手まり	20	(一社)ライフステップ
東京都葛飾福祉工場	34	(福)東京コロニー
ドンと来い 亀有	20	(株)おもつな
西水元福祉館	20	(福)東京都手をつなぐ育成会
花だより リアン	20	(株)静文堂
パラシしょうぶ	10	(福)手をつなぐ福祉会
水元そよかぜ園	20	(福)手をつなぐ福祉会
やすらぎリバーシティ	30	(福)章佑会
り mix studio とら	40	(株)む gengo design
レッツ・エンジョイ	20	(株)オフィス華

短期入所

名称	定員	運営法人
障がい者生活介護事業所 スプラウト柴又	6	(福)アストリー
ショートステイ あんず	4	日本マーキュリー(株)
ショートステイ クリオ	—	(株)クリオメディカル
ショートステイ クリオの家 亀有	—	(株)クリオメディカル

名称	定員	運営法人
ショートステイ ファーストシーン 夢くらぶ 立石	4	(株)ファーストシーンエデュ ケーション
西水元福祉館	4	(福)東京都手をつなぐ育成会
パラんしょうぶ	6	(福)手をつなぐ福祉会

地域活動支援センター

名称	定員	運営法人
あすなろの家	登録制	(福)アムネかつしか
地域活動支援センター	15	葛飾区
コパン	登録制	(福)アムネかつしか

名称	定員	運営法人
なぎ	登録制	(特非)SIEN
もっく	登録制	(福)アムネかつしか

地域生活支援型入所施設

名称	定員	運営法人
パラんしょうぶ	51	(福)手をつなぐ福祉会

障害児通所支援事業所

児童発達支援

名称	定員	運営法人
あしたも笑顔 anela	※5	シンビオシス(株)
LD サポート・療育ソラアル SSE	※10	ソラアル(株)
LD サポート・療育ソラアル PIA	※10	ソラアル(株)
風の子キッズ	10	(特非)風の子会
葛飾区子ども発達センター (分室含む)	128	葛飾区
葛飾幼児グループ	10	(特非)葛飾幼児グループ
コペルプラス 金町教室	10	(株)アイ・エス・シー
児童発達支援 はぐちるランド綾瀬	10	コノアス(同)
児童発達支援 はぐちるランド水元	10	コノアス(同)
児童発達支援・放課後等デ イサービス つばさクラブ青砥	※10	(株)ツバサ
児童発達支援・放課後等デ イサービス つばさクラブ高砂	※10	(株)ツバサ
重症児デイサービス dash	※5	(特非)ダッシュ
ジュガール放課後デ イ(児童発達支援併設)西新小岩	※40	(株)アニスピホールディングス

※は、放課後等デイサービスと合わせた定員

名称	定員	運営法人
高砂発達支援センター	40	(福)常盤会
東京都立東大和療育センター 分園 よつぎ療育園	25	東京都((福)全国重症心身障 害児(者)を守る会)
ナーシングルーム ぼのぼの	※5	(株)ウッディ
のぞみ学園かめあり	32	(福)のゆり会
のぞみ発達支援室たかさご	※20	(福)のゆり会
ハッピーテラスキッズ 葛飾金町ルーム	10	(株)愛和
はーと DE サンタ	※5	(株)ウッディ
ふたばこどもセンター	10	(学)二葉学園
ふれゾンクラブ金町	※10	(一社)フロレゾン
ふれゾンクラブ Find	※10	(一社)フロレゾン
放課後等デイサービス ウィズ・ユー葛飾区役所前	※10	(株)共栄オーメック
放課後等デイサービス ウィズ・ユー柴又駅前	※10	(株)共栄オーメック

放課後等デイサービス

※は、児童発達支援と合わせた定員

名称	定員	運営法人
あしたも笑顔anela	※5	シンビオシス(株)
あしたも笑顔 金町	10	シンビオシス(株)
アポロキッズクラブ	10	(株)カルナ
アポロキッズクラブお花茶屋	10	(株)カルナ
アポロキッズクラブ東堀切	10	(株)カルナ
LD サポート・療育ソラアル SSE	※10	ソラアル(株)
LD サポート・療育ソラアル PIA	※10	ソラアル(株)
かつしか風の子クラブ	10	(特非)風の子会
広伸会 奥戸教室	10	日本福祉研究所(株)
広伸会 亀有教室	10	日本福祉研究所(株)
広伸会 白鳥教室	10	日本福祉研究所(株)
広伸会 西新小岩教室	10	日本福祉研究所(株)
広伸会 東新小岩教室	10	日本福祉研究所(株)
このこのリーフ葛飾	10	(一社)ハッピーライフ
児童デイサービス あい	10	(有)スタンドヒルズ
児童デイサービスにじいろ柴又	10	(特非)にじいろ
児童デイサービスにじいろ立石	7	(特非)にじいろ
児童デイサービス「優」	10	(有)スタンドヒルズ
児童発達支援・放課後等デイサービス つばさクラブ青砥	※10	(株)ツバサ
児童発達支援・放課後等デイサービス つばさクラブ高砂	※10	(株)ツバサ

名称	定員	運営法人
重症児デイサービス dash	※5	(特非)ダッシュ
ジュガール放課後デイ(児童発達支援併設)西新小岩	※40	(株)アニスピホールディングス
スマートキッズプラス亀有	10	スマートキッズ(株)
デイサービス dash 新小岩	5	(特非)ダッシュ
ナーシングルーム ぼのぼの	※5	(株)ウッディ
のぞみ学園かめあり	8	(福)のゆり会
のぞみ発達支援室たかさご	※20	(福)のゆり会
ハッピーテラス 葛飾高砂	10	(株)愛和
はーと DE サンタ	※5	(株)ウッディ
ふれゾククラブ金町	※10	(一社)フロレゾン
ふれゾククラブ Find	※10	(一社)フロレゾン
放課後等デイサービス ウィズ・ユー葛飾区役所前	※10	(株)共栄オーメック
放課後等デイサービス ウィズ・ユー柴又駅前	※10	(株)共栄オーメック
放課後等デイサービス キッズパーク	10	(株)オン
放課後等デイサービス つばさクラブ青砥駅前	10	(株)ツバサ
放課後等デイサービスつぼみ	10	(株)キャン・プランナー
放課後等デイサービスゆめ	10	(株)COCO
ゆりのねこども Day さぼーとII	10	(有)ライフサイエンス
リールスメイト新小岩	10	(株)ケア21

保育所等訪問支援

名称	運営法人
葛飾区子ども発達センター	葛飾区
高砂発達支援センター	(福)常盤会

名称	運営法人
のぞみ学園かめあり	(福)のゆり会
のぞみ発達支援室たかさご	(福)のゆり会

相談支援事業所

一般相談支援事業所

名称	運営法人
糸でんわ	(福)原町成年寮
相談支援事業所 さい	(特非)SIEN
地域活動支援センターコパン	(福)アムネかつしか

名称	運営法人
相談支援センターパラ	(福)手をつなぐ福祉会
地域活動支援センターもっく	(福)アムネかつしか

特定相談支援事業所

名称	運営法人
糸でんわ	(福)原町成年寮
オリーブ相談支援事業所	(有)ケアシス
風の子相談室	(特非)風の子会
葛飾区子ども総合センター	葛飾区
葛飾区子ども発達センター	葛飾区
葛飾区障害者生活介護事業所	葛飾区
葛飾区自立訓練事業所	葛飾区
葛飾区自立生活支援センター	葛飾区
鎌倉福祉館相談支援事業 なかま	(福)東京都手をつなぐ育成会
きね川相談支援センター	(福)武蔵野会
きらら介護サービス亀有	(株)グッドスタッフ
広伸会相談支援事業所	日本福祉研究所(株)
こすもす相談支援事業所	(特非)むう
白鳥福祉館相談支援センター	(福)武蔵野会
相談支援室 ひまわり	OTA メディカル(株)
相談支援事業さくら	(特非)葛飾幼児グループ
相談支援事業所さい	(特非)SIEN
相談支援事業所つばさ	(株)ツバサ
相談支援事業所デライト葛飾	(株)H&Hホールディングス

名称	運営法人
相談支援事業所なないろ	(同)なないろ
相談支援事業所ひかり	(福)のゆり会
相談支援事業所ワン	(株)ONE
相談支援センターあおと	(福)手をつなぐ福祉会
相談支援センターアレーズ秋桜	(福)永春会
相談支援センターエバンズ	(福)手をつなぐ福祉会
相談支援センターおおぞら	(特非)おおぞら会
相談支援センターかがやけ	(福)かがやけ福祉会
相談支援センターしょうぶ	(福)手をつなぐ福祉会
相談支援センターそよかぜ	(福)手をつなぐ福祉会
相談支援センターパラソ	(福)手をつなぐ福祉会
高砂発達支援センター	(福)常盤会
高砂福祉館相談支援事業なないろ	(福)東京都手をつなぐ育成会
地域活動支援センターもつく	(福)アムネかつしか
東京都葛飾福祉工場 障害者計画相談支援室	(福)東京コロニー
西水元福祉館相談支援事業所	(福)東京都手をつなぐ育成会
にじいろ相談支援事業所	(特非)にじいろ
東堀切くすのき園相談支援センター	(福)武蔵野会
やすらぎリバーシティ相談支援事業所	(福)章佑会

障害児相談支援事業所

名称	運営法人
オリーブ相談支援事業所	(有)ケアシス
風の子相談室	(特非)風の子会
葛飾区子ども総合センター	葛飾区
葛飾区子ども発達センター	葛飾区
葛飾区自立生活支援センター	葛飾区
きらら介護サービス亀有	(株)グッドスタッフ
広伸会相談支援事業所	日本福祉研究所(株)
相談支援事業さくら	(特非)葛飾幼児グループ

名称	運営法人
相談支援事業所つばさ	(株)ツバサ
相談支援事業所なないろ	(同)なないろ
相談支援事業所ひかり	(福)のゆり会
相談支援室 ひまわり	OTA メディカル(株)
相談支援センターアレーズ秋桜	(福)永春会
相談支援センターおおぞら	(特非)おおぞら会
高砂発達支援センター	(福)常盤会
にじいろ相談支援事業所	(特非)にじいろ

ヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

ヘルプマークとは

外見からはわからなくても配慮が必要であることを周囲の方に知ってもらい、援助を受けやすくするためのマークです。

葛飾区で配布するヘルプマークは、ストラップがついているのでバッグ等につけられます。



<対象となる方>

- ・身体障害や知的障害の方
- ・内部障害や人工関節の方 など

ヘルプカードとは

日常生活で困った時や、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。カードには困ったときに伝えたい内容を記入することができます。

<こんな場面で役立ちます。>

- ・道に迷ってしまったなど、ちょっとした手助けがほしいとき
- ・パニックや発作、病気のとき
- ・災害が発生したとき など

<対象となる方>

- ・身体障害、知的障害、内部障害など様々な障害のある方

<input type="checkbox"/> 目が不自由です。	<input type="checkbox"/> 足が不自由です。
<input type="checkbox"/> 耳が不自由です。	<input type="checkbox"/> 手が不自由です。
<input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手です。	
<input type="checkbox"/> 上記以外で不自由なことがあります。	

記入年月日	年	月	日
氏名	葛飾区		
住所	生年月日 T, S, H 年 月 日		
血液型			
第1連絡先			
電話 (FAX)			
メール			
本人との関係			

い。
明してください。
い。
(主な記載内容)

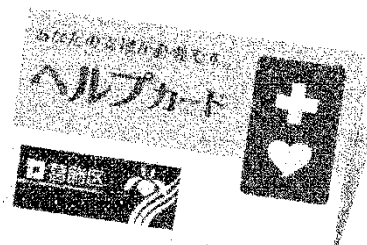
配布窓口

障害福祉課（区役所 2 階 201 番）

障害者施設課（ウェルピアかつしか）

保健予防課、各保健センター（金町・新小岩・水元）

※ヘルプマークについては、窓口でのお渡しとします。ご本人の受け取りが難しい場合は、ご家族や代理人でも結構です。詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。



運転免許証サイズ
縦横折り3面（片立4面）

葛飾区障害者施策推進計画
第7期葛飾区障害福祉計画
第3期葛飾区障害児福祉計画

令和6(2024)年3月

発行 葛飾区福祉部障害福祉課
葛飾区立石5-13-1
電話 03-3695-1111 (代表)
ファクス 03-5698-1531



この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。